

(第一類 第二号)

第百四十二回国会 院 地方行政委員会 議 録 第 十 三 号

(一七〇)

平成十年四月二十八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

委員 今井 宏君

委員 平林 鴻三君

委員 古賀 一成君

委員 榎屋 敬悟君

委員 石橋 一弥君

委員 新藤 義孝君

委員 滝 実君

委員 西川 公也君

委員 藤本 孝雄君

委員 望月 義夫君

委員 川端 達夫君

委員 島津 尚純君

委員 古川 元久君

委員 富田 茂之君

委員 西村 章三君

委員 春名 真章君

出席國務大臣

國務大臣 (国家公安委員長) 上杉 光弘君

出席政府委員

警察庁長官 関口 祐弘君

警察庁長官官房長 野田 健君

警察庁長官官房長官官房長 金重 凱之君

警察庁生活安全局長 泉 幸伸君

警察庁交通局長 玉造 敏夫君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

委員外の出席者

文部省体育局長 工藤 敏夫君

文部省スポーツ課長 工藤 敏夫君

第一類第二号

地方行政委員会 議 録 第 十 三 号

平成十年四月二十八日

地方行政委員会 黒沢 宥君
専門員

委員の異動
四月二十八日

委員 今井 宏君

委員 平林 鴻三君

委員 古賀 一成君

委員 榎屋 敬悟君

委員 石橋 一弥君

委員 新藤 義孝君

委員 滝 実君

委員 西川 公也君

委員 藤本 孝雄君

委員 望月 義夫君

委員 川端 達夫君

委員 島津 尚純君

委員 古川 元久君

委員 富田 茂之君

委員 西村 章三君

委員 春名 真章君

委員 上杉 光弘君

委員 関口 祐弘君

委員 野田 健君

委員 金重 凱之君

委員 泉 幸伸君

委員 玉造 敏夫君

委員 嶋津 昭君

委員 工藤 敏夫君

本日の会議に付した案件
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)
○加藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮路和明君。
○宮路委員 自由民主党の官路でございますが、

それではまず最初に、風適法の改正問題に触れる前に、先般報道でも大分問題とされました事案でありますところの日本交通管制技術株式会社について、警察庁の方に質問をしたいと思っております。この事件は、そのときの報道された新聞を私持ってきているのですが、東京地検特捜部が四月十三日に、四年間で総額九億七千万円の法人税を脱税していたとして、日本交通管制技術株式会社社長やそのグループ企業五社の役員ら計十三人を法人税法違反容疑で逮捕した。そして、そのグループは警察OBの天下りを背景に業務を拡大してきたとされ、警察の癒着が厳しく問われそうである。こういうことをその記事で述べておられるわけでありませう。
そこで、この日本交通管制技術株式会社と警察の関係ですね。まず一つは、信号機の保守管理業務についての警察との委託状況はどうなっていたのか、そしてまた、そのグループへのOBの、天下りと言っているわけですが、再就職状況はどうなっているのか、そこをまず最初にお聞きしたいと思います。
○玉造政府委員 お答えいたします。
国民の安全を守る交通信号機等の保守管理業務を委託されている会社が脱税容疑で逮捕者を出したということは、極めて遺憾に感じております。お尋ねの第一点、委託状況の関係でございますが、この日本交通管制技術グループに対しましては、信号機等の保守管理業務を委託しておりますが、全国で八県でございます。契約形態については申し上げませんが、競争入札によるものが五県、随意契約によるものが三県となっております。これによります同グループへの発注額の総額は、平成九年度で約十五億円と承知しております。
なお、警察OBの再就職でございますが、六県八名というふうに承知しております。

○宮路委員 そこで、今回の事件を受けて、これは新聞でも出ておりましたが、既に警察庁長官が全国の県警の交通部長会議で訓辞をして、そして、交通信号機の保守管理業務の契約問題についての透明性の確保の徹底といったことを指示された。そういう記事も既に出ておりましたけれども、これらを含め、今回の事件を受けてその後どのようにこの問題に対応してきたのか、あるいはこれからしていくつもりなのか、そこをひとつ聞かせてもらいたいと思っております。
○玉造政府委員 お答えいたします。
信号機等の保守管理業務の契約に当たりまして、これら八県はもとよりでございますが、全国の都道府県警察に対しまして、できるだけ業者を広く求め、信号機等の機種別あるいは設置地域別に分離して発注を行うなど、競争入札の導入を強力に指導しているところでございます。
今後とも指導の徹底を図りたいと思っております。
○宮路委員 現在、いろいろと倫理の問題が、官における倫理、政における倫理もそうでありまして、そうした中であって、いわば法、秩序を一番しっかりと守っていく、そのかなめでありますところの警察関係の分野でこうした事件が起こったというのは極めて残念であります。したがって、かかる事態が今後決して生ずることのないよう、警察庁とされても、あるいは国家公安委員会の委員長とされても、ひとつしっかりと厳正なお取り組みをいただきたい、こう思います。
そこで、今回の風適法改正のことについてお聞きしたいと思います。
まず一つは、大臣に、今回の風適法改正の基本的な背景についての御認識なり、また今回の改正の基本的なねらいというものについてお聞きした

いと思ふのです。

といふのは、風通法は前回の改正から既に十四年を経過して居るわけでありませう。そして、最近におけるこの風俗をめぐる情勢というものを見ますときに、非常に大きな変化を遂げている。まず一つは接待飲食営業の關係であります。

この分野では、女性の最近における大変な地位の向上といひますか、あるいは社会参加、社会進出、こういうことに伴つて、料理店やバー、クラブといったところにも最近では一般の女性も男性に劣らず出入りをするようになってきて居るわけでありまして、かつての七歳にして男女席を同じゅうせずといったようなことはまさに昔の話になつてしまつて居る。そういう大きな社会情勢の変化もあります。

そしてまた、単に社交の場としてではなくて家族団らんの場合として、あるいは友人との交流の場として料理店等が活用される傾向が最近とみに強まつて居る。この間、たしか通産省所管の余暇開発センターが出したと思うのですが、レジャー白書においても、最近のレジャーの中では、家族と一緒に、あるいは友人とともに外食をするというのがトップを占めて居る、そういうような状況であります。

ところが、他方において、この性風俗の關係でありますけれども、そつちの方ではもう状況はまさに悪化の一途をたどつて居ると言つてもいいかと思ふのです。性情報ははんらんのきわみを尽くして居るといつたようなことで、青少年の健全育成という観点からしても、あるいはまた我が国全体の良好な風俗の維持という点から見ても、まことにゆゆしい状況にあるといつたような、そういう面が性風俗の分野では起こつて居る、こういうことでもあります。そうした中であつて、当然、いわゆる風俗営業といふものに対する規制の内容といたしましうか、そういうものもこうした時代の変化に即応して対応していかなきやならぬ、こういうふうな思つて居るわけでありませう。

そこで、先ほど申し上げたように、今回の風通

法改正のその基本的なねらいといふものについて、上杉大臣にひとつお聞きしたい、こういうこととでございませう。

○上杉國務大臣 ただいまの御質問にお答へする前に、先ほどの件についても私の立場から申し上げておきたいと思ひます。

脱税容疑で警察OBが天下りして居る企業が逮捕者を出したということにつきましては、極めて遺憾に思つて居るところでございます。特に信号機等が交通安全対策上極めて有効な一つの機能を果たし、大きな意味での役割を果たして居ることにかんがみますと、警察への信頼を損ないかねない事態である、こういうふうには考えましても、一番先に、隨意契約で大方のものをこの企業に独占的に出して居るといふことについては、社会常識では通用しないといふことを申し上げました。

また、公安委員会の中でもそのようなことを申し上げまして、全面的な隨意契約の見直しをして透明性のある競争入札への転換を今警察は固つておるところでございます。損なひました国民の皆様からの信頼を一日も早く取り戻すことに全力を挙げて取り組んで居ることについて、御理解をいただきますと思ひます。

そこで、ただいまの質問でございますが、今回の風通法改正の趣旨は、前回、同法が大幅に改正された昭和五十九年以降の風俗環境の著しい変化に対応しようとするものでございませう。特に、近年、国際交流の活発化等によりまして、外国人女性等による風俗営業等の営業に關して行われる売春事犯が増加して居るところでございます。携帯電話やコンピューターネットワークの普及等もこれにさらに効果的に威力を発して居りまして、無店舗型の性を売り物にする営業形態が増加をいたして居るわけでございます。少年の健全育成への大きな障害となつて居ることなど委員御指摘のとおりでございます。性風俗に係る秩序に大きな乱れが生じて居るところでございます。

また、風俗営業の実態、国民意識等の変化や営業に關する法令違反の推移に対応いたしまして、風俗営業の規制の緩和または合理化についても検討をされることと待たれて居るところでございます。

このような状況から、今回、一つには風俗営業に対する規制の緩和、二つには営業に關して行われる売春事犯の防止、三つ目には無店舗型性風俗特殊営業等に関する規制の新設、これらを重点といたしまして風通法の一部を改正することといたしたものでございませう。

○宮路委員 今回の大臣のお話からも、最近における風俗環境といふものの変化をしっかりと見据えた上で今回の改正に取り組むこととなつたんだというお話がありました。まさにそうでなければならぬ。つまり、規制の必要性の低下したものについては、これを規制対象から外したり、あるいは規制を緩和するといふことが必要であり、逆に、反社会性を帯びたそういう営業については、これをしっかりと徹底して規制していく、取り締まつていく、そういう体制をやはりつくつていくといふことが必要だと思ふのです。

そうした意味から、例えば今回改正になつておりますダンススクールのほか、料亭等の和風料理店あるいはクラブ、キャバレー等のいわゆる社交営業でございますが、そういった皆さんからも、風通法の規制対象から外してもらいたい。これらはいわゆる風俗営業という名前を冠せられて居るわけでありませうが、私が先ほど申し上げましたような最近におけるこれについての社会情勢の変化といふことからしても、風通法の規制対象から外してほしいという要望も出て居ると聞いて居ります。また、現に私の方にもそういう話もございませう。まじめに営業に努め、国民に悪い影響を及ぼさぬ場といふものも与えて居るこれらの営業者です。

けれども、私は、いわゆる社交業の分野、あるいは料理店なんかも、今申し上げたように、もともと国民に悪い影響を及ぼさぬようには営業の場を提供して、非常に社会的に有用性のある仕事である、業務である、こういうふうな思つて居るわけでありませう。これが風通法の規制対象とされているんじやないかなと何かやましい思ひをして居るんじやないかなと、そんなことを営業者の皆さんから聞くわけでありませう。

そこで、今回の改正の中でダンススクールを規制対象から除外されて居りますが、一つはその趣旨をお聞かせいただきたいこと、もう一つは、反面、料亭やあるいは社交界の皆さんは、規制対象から除外してもらいたいという声がありますけれども今回は除外されて居ない、これはどういうことによるのか。その二点、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○泉政府委員 御指摘のとおり、今回の改正ではダンススクールを規制対象から除外しようといふことでお願いをして居ります。

客にダンスをさせる営業については、これに伴う男女間の享樂的雰囲気や過度にわたるときは、善良の風俗や清浄な風俗環境の保持あるいは青少年の健全な育成に支障が生ずるおそれがあるといふ考へのもとに、風通法の規制対象とされてきたところでございます。

しかしながら、今日におけるいわゆるダンススクールのうちに、一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授する営業といふものについて考えますと、一つは、技能、知識の教授といふことがその営業の内容でありませうから、さきに申しました男女間の享樂的雰囲気や過度にわたるというふうなことは想定できず、したがつて善良の風俗を害するおそれが少ないと考へられること、さらに、現実には、現行法で風通法の規制対象として居りますが、ダンススクールにつきましては、法令違反や行政処分が近年ほとんど見られないといふことから、風俗営業の対象から除外し

ても法目的から差し支えないと考えたところでございます。

他方、料亭や社交業の営業者の中から、長年、御指摘のように健全な営業に努めてきておられる方も多く、それらの方々から風俗法の規制の対象外の扱いをしてほしい旨の御要望は承っております。よろではあります。同じような業種で、営業者の中には依然として売春等の違法行為が車わいなサービス行為を行っている業種も相当数ございます。

したがって、こうした営業を現時点で直ちに風俗法の許可対象、つまり規制を全くかけないということにしてしまうことは非常に難しいと考へまして、業全体を健全な方向に誘導する意味でも、このような健全な業者に何らかのメリットを与えて、悪質な業者と差別化を図っていくという方策をとるべきではないかと考へました。

そこで今回、一定期間風俗営業を営んでおり、かつその間法令違反を犯していない等一定の基準に該当する営業者につきましては、これを公安委員会が認定し、営業所の構造、設備の変更を事前承認から事後届けにするなど、健全な営業者であるということを示す方向で、また営業者の負担を軽減するという方向でメリットを与え、差別化を図ろうというところといたしております。

○宮路委員 次に、先ほどの質問と関連するのですけれども、私は、どうもこの風俗という言葉が最近では誤解されるようになってきた、それも、この風俗営業という言葉がこの風俗法上規定されたことによつてどうもこうなつていふのじゃないかな、そういう思いがするのです。

というのは、風俗というのは、私も広辞苑でも調べてみましたが、「一定の社会集団に広く行われている生活上のさまざまなならわし。しきたり。」それが風俗であるということですから、風俗というのは本来いい意味を持った、そういう言葉なのです。どうも最近はこの言葉が性風俗とごちゃ混ぜになつてしまつて、風俗営業という、どうも取り締まられるような、もともと取り締ま

第一類第二号 地方行政委員会議録第十三号

りの対象となるような、よくない、風俗を乱す営業が風俗営業であるというふうにもなつてしまつておる嫌がある。したがつて、どうもこの風俗営業という言葉自体でそういう後ろめたさを持つて、事業を営んでおられる方々がそういう気持ちで仕事をされておる。確かに、いろいろ私も調べてみたのですが、これは農地の転用許可基準なのですけれども、そこでも、「農地の転用は極力これを抑制すべきものと考へる。従つて、例えば」「風俗営業、興業場営業等のための施設」については、これを農地の転用目的としてはどうも適当でない施設と考へるというふうな、農地転用上も風俗営業に対するそういう冷たい扱い。そしてまた、融資の分野でも、制度融資なんかでも風俗営業はどうか優先順位がずっと低位に置かれておるというふうなことで、どうも風俗営業がいじめられておるというふうか、冷遇されておる。

これはやはり、どうも風俗営業というのはそもそもよくない商売であるというふうな、そんな認識になつておるのではないかと、世の中が、そういうこと起因するのではないかと思つておるのです。

そこで私は、この風俗営業の名前を改めるべきじゃないか。我々の自民党の中でもそういう意見が数多くござりました。今回、性風俗については、風俗関連営業という名前を改えて性風俗特殊営業という名前を冠した。これは私はヒットだと思つておるのです。そのことはよかつた。一般の風俗営業と性風俗特殊営業というぐあいに分離したわけでありまして、そのことは非常によかつたと思つておるのです。

しかし、まだいづゆる残された風俗営業を、これを風俗営業という名前にしななければならぬのかという、非常に疑問です。ここをやはり変えていつたらどうか。変えて変えられないことはないのではないかと、そんな思いがするのですけれども、どうですか。

○泉政府委員 風俗という言葉の本来の意味、それと特に、近年若間で性風俗と同一視して使われ

ている状況があるという事は、委員御指摘のとおりだということ認識しております。また、そういう状況を反映しまして、風俗営業の方々からこの名称を変えてほしい旨の要望も承り、また各方面からもその旨の御指摘をいただいております。でございます。

今回の法改正に当たりまして、私も警察庁におきまして、その名称変更について、相当時間をかけ、真剣に検討したところでございます。その結果、本法は善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等をその目的に規定しております。今回の改正ではその目的に変更はないという状況、それから、営業全体を総称する名称としてある程度定着しているものについて、他に今切りかえる適当なものも考へにくいということで、少なくとも法律上これを改めるといふことは見送りました。

そのかわりといふますか、その次の手段といたしまして、今回は、風俗営業のうち、料飲関係のものについては接待飲食等営業という名称を法律上規定いたしました。風俗営業の許可証の様式においても、業種ごとに例えば料理店許可証と表示できるように、ある程度業界の方の希望に沿つていふ工夫をいたしたところであります。それとあわせて、今御指摘のように、従前は風俗関連営業といふことで何らか風俗と近いものとして認められていたたいの業種を、性風俗特殊営業といふことで、截然、区別をするという形の措置をとつたものであります。

以上の措置によりまして、委員御指摘の問題は、万全ではございませんが、幾らか緩和されたのではないかと考へておるのです。

○宮路委員 今局長の答弁を聞いておりました。確かに今回、風俗法第一条の改正において、これまでからすると相当やはり改善された、よくなつたというふうには思つておる。それからまた許可証の名称なんかについてもいろいろと創意工夫を凝らして、従来、業界の方々が後ろめたさを感じておられた、そういうふうなことを払拭していくという工夫をしていただけたらというところであ

りますから、それでいいかと思つておるのですが、また今後の課題として、先ほど私の指摘した点、ひとつぜひ検討を重ねていただけたらいいものだと思います。

それでは第一部は、第一ラウンドはこれで終えて、あとまた後ほどお願いいたします。

○加藤委員長 田中甲君。

○田中(甲)委員 民主党の田中甲です。理事の皆さん方、また委員の皆さん方の御理解をいただきまして、六十分間の質問の時間をちょうだいいたしました。今回改正されます風俗法の規制緩和と強化の部分について御質問をさせていただきます。

時代の変化に対応した風俗行政の在り方に関する研究会、平成九年の七月に新たに設置がなされて、警察庁が積極的に風俗法の改正に向けて御努力をされた、私もその認識を持たせていただけておることを冒頭申し上げ、感謝をさせていただきます。

当初、私は、ダンススクールというものが風俗法の管轄で取り扱われているということに問題意識を持ちまして、関係する皆さん方からの御意見というものをいただけてまいりました。振り返つてみますと、最初の質問が平成八年の十二月五日でありましたから、かなり長い期間、回数も今まで五回にわたつて同様の質問をさせていただきます。

そんな関係もござりますので、まずはダンススクールというものを規制緩和していくという部分から質問させていただきます。そして、後ほど、規制の強化された部分についても御質問をさせていただきます。

冒頭の質問は、改正後の第一条第一項第四号で、政令で定める要件に該当するダンススクールを風俗営業から除外しようとしておりますけれども、政令の内容とどうも一致をせず確認をさせていただきます。

○泉政府委員 今回の改正では、現行法第二一条一項四号の「ダンスホールその他設備を設けて客に

平成十年四月二十八日

ダンスをさせる営業」のうち、一定の資格を有するダンス教師が置かれており、その者が指導している場合にのみ客にダンスをさせるようなダンス教室を風俗営業から除外することとしたしておりまして、「政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者」としております。

「政令で定めるダンスの教授に関する講習」につきましては、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るための講習会を実施している公益性のある団体の講習などを、その実績や水準、当該団体の信頼性等を勘案して定める旨を政令に規定し、「ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者」については、政令で定める講習を実施する民間団体の推薦を受けた者等がこれに該当する旨の定めを政令で設けることとしたしております。

○田中(甲)委員 要約して申しますと、政令で指定する公益法人の発行するダンス教師資格を持つ教師のいるスクールを風俗営業から除外するということがよろしいでしょうか。その確認と同時に、具体的にどの団体を指定公益法人と考へていらっしゃるのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 最初の点は今おっしゃるとおりでございます。

政令の指定する団体につきましては、講習の実施主体として、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るための講習会を実施している実績、あるいは人的基盤等を有する民間団体の公益性のあるものという点を現在考へております。

これに当たる旨の政令を今から定めようということでございます。幾つかの団体が現にあるということも承知しておりますが、政令が制定された後にまたそれに該当するものも出てまいります。したがって、今特定の団体が、このことが当たるのですという旨のお答えは控へさせていただきますかと思ひます。

○田中(甲)委員 この法改正というものは、警察行政というものが住民から信頼される姿ということを示していく、その一端ではあると思ひますけれども、極めて重要なことだろうと思ひます。信頼される警察行政といひますか警察の姿をつくっていくためにもやはり明確にしておきたい点と、うものがございまして、またダンス界において、規制緩和を行うことによつて、逆に新たな規制といひますか活動の障害が発生するという危険性も全くないとは言へません。その辺を私はずいこの質問の時間を通じていろいろと話し合つてまいりたいと思ひます。

委員長、恐縮ですが、委員の皆さん方に資料を配付したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○加藤委員長 どうぞ。

○田中(甲)委員 今皆さん方に配付させていただきました資料は、日本のダンス界の組織図、現状でございます。お手元にもう回つておられるかと思ひますが、この図を見ていただきながらお話、質問を進めさせていただきますかと思ひます。

右側の中段、警察庁と書かれていますところがありますけれども、警察庁から社団の許可を受けて、現在、指定法人格というものを得ながら社団法人全日本ダンス協会連合会、通称全ダ連という組織がございます。これが従来の教師の資格を発行している。各県にも教師協会というのがつくられておりますが、すべてここから教師のライセンスというものが、資格というものが出されております。そして、その資格を持つて現行のダンススクールの中で青少年の指導を行つていくに当たつての規制が、従来から、十四年前から行われていたわけでありまして、今回はそのダンス

クールというものをすべて規制から適用除外をするという形になります。

文部省から財団の許可を受けている財団法人日本ボールルームダンス連盟というものがございまして、通称J B D F というのですけれども、この団体が現在の公益法人の認可を持つていよう一つの団体です。今後この法改正が行われていきますと、現在の全ダ連とJ B D F、ボールルームダンスがそれぞれに教師の資格というものを発行するようになり、そんな団体になつていき、そしてスクールの場合には風俗法の規制が適用除外になつていく、こういう形だと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

○泉政府委員 改正法の趣旨は今お話しのとおりであります。

○田中(甲)委員 再度警察庁に確認をさせていたのですが、両団体を営業行為を行うプロの組織としてとらえているということよろしいですか。

○泉政府委員 現行法のもとにある財団あるいは社団の性格につきましては、私どもが所管しております全日本ダンス協会連合会につきましては、公安委員会によりまして、現行のダンス教授所の教師資格を発行するという性格を持つていよう団体と見ております。

○田中(甲)委員 それでは、J B D F、ボールルームダンスに關してはその点はいかがでしょうか。

○泉政府委員 私どもが直接所管でございますので正確ではありませんが、現在まで聞いておられるというふう聞いております。

文部省においては、平成四年に財団法人の許可を与えていよう日本ボールルームダンス連盟をどのような組織ととらえているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○工藤説明員 財団法人日本ボールルームダンス連盟でございますが、我が国におけるボールルームダンス、いわゆる社交ダンスでございます。これに關しまして、ダンス技術の発展と普及を図るために、ダンスの全国的な統括団体といたしまして平成四年に設立されたものでございまして、私ども、スポーツの振興を図る観点から許可したものでございまして、設立に当たりましては、職業的なダンス教師の任意団体でありました日本競技ダンス連盟を母体としていようでございます。

ただ、このJ B D Fの事業の実施におきましては、職業的なダンス教師の競技会のみならずアマチュアのダンス競技会も対象とするなど、プロ、アマを通じて我が国のダンスを振興する団体となつていよう、このように認識いたしております。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

財団の認可を出す際には、プロ、アマの両面を持つていようという認識を持たれていようでありまして、

しかし、実態といよものをつぶさに確認をしてまいりますと、やはりそれは営業行為を行つていようプロ組織、そしてダンススクールといよものを営んでいよその経営者あるいはそこにかかわる方々が組織をつくつて、J B D F、ボールルームダンス連盟といよものをつくられていよう、このとらえ方の方がどうやら正しいいよようであります。

そして、その関連としまして、私はこよういよことを皆さん方に御理解をいただければありがたいと思ひます。

左側の図でありますけれども、一番上に国際オリンピック委員会、IOCが書かれています。二〇〇四年のアテネのオリンピックにおいては、このダンススポーツといよものが正式な競技種目になる可能性が出てまいりました。それがそのすぐ下に書いてあります、一九九七年にオリンピックの種目として公式認定が言ひ渡されたといよ段階に現在なつていよからであります。

こは国際ダンススポーツ連盟、I D S F、アマチュアの六十七カ国が加つていよ団体でありまして、この団体は、日本において日本アマチュ

アダンス協会とつながりを持ちます。つまり、オリンピックに繋がって行く団体はどこかということを開かれたならば、これはもう間違いなく、国際的に、そして日本も例外ではなく、日本アマチュアダンス協会、JADAというところがオリンピックとの関係ができてくるということになります。

私がここで皆さん方にお知恵を拝借したいのは、今回、風適法の改正ということでプロの団体のスクールの規制を外してまいりますと、残る公民館、体育館でアマチュアダンスを指導してきたサークルが、通常認められる範囲でお金を受け取って、ボランティア精神を持ちながら、パブリックな機関でのダンスの教授というものを行っているその部分が、今度は逆に風適法の対象になって、プロの団体がスクールで教えている、規制緩和が行われた部分だけが風適法の適用除外になっていく。

つまり、プロに対する規制緩和を行うことによつて、本来アマチュアが行っていた体育館や公民館におけるサークル活動が風適法の規制という見られ方をする危険性が出てくるのではないかと。そもそも、ボランティア精神、あるいはパブリックな、そういう精神を持っている団体の方が障害を持ってしまふことになりはしないかという、ここでこの法改正に伴っての危険が出てくるわけがあります。

御質問を警察庁にさせていただきます。
サークル活動あるいはクラブ活動を体育館、公民館で行っているところが、もし、指導者の現在の実態の中で、ある程度、幾ばくかの金銭の授受ということを行っている場合に、風適法の範囲に含まれる危険性がありますか。
○泉政府委員 いわゆる公民館等でのサークル活動等でダンスを教えているというふうなものにつきましては、法律的に申し上げまして恐縮ですが、それが営業というものに当たるものであれば風適法の営業としての規制は現行でも受けておりますし、この営業に当たるかどうかの判断は、今回の

法改正では動くものではございません。
通常、例えばそのサークル活動等を主催する人が普通の営業者、なりわいのためにやっているという状況なのか、それとも、そうじゃなくて、先ほどお話しのようにボランティアなり親睦のためにやっているのかというふうなところが一つの判断基準になってまいらうかと思ひます。

現時点でも、公民館等の公的施設でいろいろなダンスサークル活動が行われているということは承知しておりますが、私どもの知る範囲では、現在まで、その活動が風俗営業に当たるとして注意したり、ましてや処分したりという事例は皆無でございます。
○田中甲委員 適切な指導を警察庁あるいは文部省が今までできてきてくれているのだからと認識をしております。

ところが、風適法の改正ということが行われることによつて、公益法人の資格を持っているプロの団体が、その団体の教師資格を持っている者でないと、体育館、公民館でダンスを教授していくことはこれから風適法の枠に入ってきてできないのだということをおアマチュアのサークル活動を行っている方々に伝えている、そういうことを言い始めていくという実態が実はあるのです。
確かにJBD、ボールルームダンスはアマチュアのインストラクター制度というものをくついていますけれども、それはごく一部でありまして、実際に会費だけを取っていて、指導を行っているといるという姿が一年間以上もいたためにアマチュアの皆さん方は、その登録というものは極めて無意味であり、金銭を集めるための手法であったというふうな思いを現在持っています。

私が申し上げたいのは、このダンス界の健全な発展のために、ダンススポーツというものがこれからオリンピックの競技としても世界の中で注目されている、そんな流れが今ででき上がっている中で、プロとアマはいわば車の両輪であつて、どちらが大きくなつても小さくなつてもいけない、パ

ランスのとれた形で日本の中でも組織づくりというものをやっている、そういう状況づくりというのですか、今回の規制緩和というものがアマチュアの健全な育成というものをよもや阻害するようになつてはいけないのだということをお申し上げたいのであります。

そして、今回の問題点というのは、プロの組織だけに公益法人の許可というものが出されてしまつて、つまり、団体の許可は全連に出されている、財団の許可というものはボールルームに出されている、JADAという団体にはどこからも公益法人の許可というものが出されていないというところ、ここに問題があるのだらうと思ひます。
そこで、文部省にお尋ねをしたいと思うのですけれども、JADAの方から公益法人になりたいているかをお話ししたくないと思ひます。

○工藤説明員 日本アマチュアダンス協会、JADAでございますが、こちらの方から、社団法人化したというお話は私も受けてございます。
この件につきましては、現在、財団法人の日本ボールルームダンス連盟とこの日本アマチュアダンス協会とが、将来のダンス界のあり方やプロ、アマの連携についての話し合いをしているものと伺つておりました、文部省といたしまして、その動向を見守つているところでございます。
○田中甲委員 正式な年月日が今の答弁の中に入つておりませんが、JADAが法人化されるような申請というものが行われたのは一九九五年五月三日、それが最初だったという認識でよろしいのかどうか、確認をさせていただきますか、思ひます。

そのお答えはあわせていただきますが、もう一度ダンス界の組織図を見ていただきたいのですけれども、先ほど説明をいたしましたIOCの枠組みの下、国際ダンススポーツ連盟、IDSFというところがございまして、この準会員として、点線でつながっている世界ダンス/ダンススポーツ協会というのが位置づけられています。つまり、

プロの組織が世界的につくっている世界ダンス/ダンススポーツ協会というものは、左側の点線でつながっています国際ダンススポーツ連盟、IDSFの準会員という取り扱いになってはいるのです。
つまり、IOC、オリンピック、そしてアマチュア協会、JADAにつながっているこのラインの方がはるかに国際的に確立された組織というものを保持しております。そこに準ずる形でプロの組織というものが位置づけられている。そして、この両者間で協議が行われて、今後のオリンピックに参加する資格というものをどのように、プロは全く参加できないから、そうではないスポーツ競技もあるわけですから、その規定をどのようにつくっていくかということが今話し合われています。

同じように、国内においても、JADAというアマチュアダンス協会と、全連あるいはボールルームダンスというプロの団体とが一緒になつて協議を行つていく姿というのが必要だと思ひます。しかし、アマチュアダンス協会、JADAに対して公益法人格が与えられていない段階でボールルームダンスやその他の団体と協議を行うということとは、公益法人格を持っている団体の傘のもとに入っていくという、世界のアマチュア主流の流れからすると日本は逆行した姿になつてしまふ、こういうことが現段階でも言えるわけですが、文部省はその点どのように考えられているか、先ほどの点とあわせて御答弁をいただきます。

○工藤説明員 日本アマチュアダンス協会がいつごろ法人の申請があつたかということでございますが、私ども、公益法人の設立を許可する際におきましては、いろいろと事実上の相談をいただきましていろいろと御指導申し上げるということを積み重ねまして、最終的な段階で設立の申請書を受け取るということにさせていただきます。
先ほど委員御指摘のありました年月日につきましては、現在、過去の資料を手元に持つておりませんが、承知いたしておりますが、数年前から

御相談を受けているということは事実でございます。

それから、ダンス界におきますプロとアマの関係でございますけれども、現在も日本のダンス界におきましては、プロとアマの違いはございまして、ダンスという共通の目的のもとに両者の連携、交流が図られているものと認識しております。

このJADAの社団法人化を認めるに当たります、既存のポールルームダンス連盟といかなる関係のもとに公益法人化を認めたいのか、そのようなことにつきまして、現在両者間で話し合われておりますその話し合いの結果を踏まえまして、文部省といたしましての検討をさせていただきます。

○田中(甲)委員 表現に適切でないという御指摘を受ければ改めていく気持ちを持っておりまして、けれども、わかりやすく申し上げるならば、今までのプロの団体の権力闘争がそれぞれの組織間で行われていた。

今回、一律同じように風適法からの除外、これはダンス界全体にとつて、ダンスが風俗ではなくて、さきに質問されておられました宮路理事のお話の中にもありましたけれども、風俗という印象の極めて悪いこと、ダンス全体が風俗ではなくスポーツなんだ、そして競技なんだ、さらには青少年における健全育成のための教養を身につける場なんだ、こういう思いを、ダンスを愛好されているすべての皆さん方、約一千万人とも一千二百万人とも言われていますが、持たれていきますから、風俗というものを外されていくことは極めて一致して賛成できることであります。

でも、ここで申し上げておきたいのですけれども、あくまでもダンスすべてが風適法から外されたわけではありませんが、ダンススクールだけが今回風適法から外されたということでありまして、本質的なダンスに対する考え方がまだ風俗からは外れているわけではございません。この点は今後また警察庁にも検討を進めていただいで、今後どのような対応をしていくか、その指針というものを示していただきたいと思っております。

プロの世界での権力闘争の姿にアマチュアが巻き込まれてはならないというところを少し角度を変えて指摘するならば、そういう意味合いで私は申し上げておまして、そのためには、ポールルームダンスとJADAというものが今協議を行っているという話でありまして、その協議というものが、同じ公益法人格を持つている者同士が話し合うならば対等の立場で話し合えますが、圧倒的に組織や参加している方々の人数はアマチュアの方が多くにもかかわらず、プロの団体の中で、どうもアマチュアというものが配下に置かれるという危険性もないとは言えない。これでは健全なダンスの普及に努めてきたアマチュアの立場というものをますます撤しものになっていく、こういうことを感ずるわけなんです。

文部省がここでも公益法人格というものをJADAに与えるということに積極的な答弁がいただけないならば、これはまた、私も事務局を務めておりますけれども、ダンススポーツ推進議員連盟で、島村会長、元文部大臣でありまして、中心に協議を行っていかねばいけないということだろうと思っております。再度御答弁をいただきたいと思っております。

○工藤説明員 日本アマチュアダンス協会の法人化につきましては、両団体の話し合いの結果を踏まえまして、今後検討させていただきます。

○田中(甲)委員 生涯スポーツということ、担当されている工藤課長は、本来の目的の中からアマチュアの競技というものが今プロの中でどれほど阻害をされているかということ、実態をもう少し認識されているのだからと思っております。例えば、日体協にJADAが加盟したいということ、プロの団体がかなり妨害をしているという姿がありますよね。その辺はどのように認識されていますか。

○工藤説明員 日本体育協会に対しましては、JADAがアマチュアのダンス界を統括する団体であることを示していただきたいと思っております。プロの世界での権力闘争の姿にアマチュアが巻き込まれてはならないというところを少し角度を変えて指摘するならば、そういう意味合いで私は申し上げておまして、そのためには、ポールルームダンスとJADAというものが今協議を行っているという話でありまして、その協議というものが、同じ公益法人格を持つている者同士が話し合うならば対等の立場で話し合えますが、圧倒的に組織や参加している方々の人数はアマチュアの方が多くにもかかわらず、プロの団体の中で、どうもアマチュアというものが配下に置かれるという危険性もないとは言えない。これでは健全なダンスの普及に努めてきたアマチュアの立場というものをますます撤しものになっていく、こういうことを感ずるわけなんです。

あるということ、加盟の申請をしたということ、これを伺っております。

これにつきましては日本体育協会が第一義的には判断することでございますが、一面でプロの団体との話し合いの結果も関連することでございますので、文部省といたしましては、今後、両団体の話し合いの動向も踏まえまして、日本体育協会に対しても対応してまいりたいと存じております。

○田中(甲)委員 日体協というのはアマチュアの育成ということが大きな柱になっているはずであります。それが、日体協に加盟したいというJADA、アマチュアの団体が申請していることに對して、他のプロの団体が同じように申請をしていくという、これはもう全く理解のできない姿が起きてきている。その状況の中で、両者間でまた話し合いを行っているという工藤課長の発言は、文部省としてのリーダシップといえますか、そこでしっかりとした線引きを行っていく、プロはプロ、アマはアマ、それぞれの分野で活動を行っていただきたい。

私は、今回、警察庁はこの風適法の改正の中でダンススクールに対して積極的な対応をしていく、たというふうな認識をされているのです。今度は、その風適法の改正によって、アマチュアのダンス界というものが新たな障害を受けないように、文部省がしっかりとやらねばならぬように、私は、その点をはっきり文部省にこの場で伝えておきたいと思っております。

これからの話し合いというものはこの地方行政常任委員会ではできなくなりますが、きょうこの法案が審議されている中で、この法案が通ることによってどういった問題が起きてくるかということ、地方行政委員の皆さん方にも御認識をいただくという、そんな機会だと思っておりますので、文部省のこれからの対応ということをしつかりと行っていただきたいと思います。健全なダンス界の発展のために、ダンススポーツというものがさらに国内で発展し、生涯スポーツとしてさまざまな公

民館、体育館とより多く広がりを持てるような、そんな姿になっていくために、警察庁の今回の改正に對して文部省も積極的に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、きょうの答弁というものは、最初の答弁から一歩踏み出した前向きな答弁というものは残念ながらただでございせん。ダンススポーツ推進議員連盟、このダンススポーツという名称をつけたのは、この図を再度見ていただきたいたのですが、国際ダンススポーツ連盟、あるいは、点線つながっています、ダンススポーツ連会、このように、世界ではダンススポーツという名称が主流ということでありま

ダンスはスポーツであるという考え、そしてそれは、早ければ二〇〇四年にオリンピックの正式種目になっていく。もう御存じだと思いますが、パラリンピックでは正式種目としても決定しております。二〇〇〇年の大会からということが決まっております。長野のパラリンピックでは、セレモニートとして、率いすダンス、ホイールチェアダンスというものを皆さん方に見ていただく、そんな機会もありました。どうぞ、ダンスに對して、文部省も今の問題点というものを先送りせず、しっかりと対応していただきたいと思っております。

それでは、ダンススクールの風適法の改正にかかわる質問を以上で終了いたしました。規制強化を行った部分についての質問をさせていただきます。

インターネット関係では、これもまたかなり早い時期に對照してくれたいという見方をさせていただいております。そういう面では、今回の警察庁の風適法の改正というものは、進め方が途中から急ピッチになりました。スローではなくクイック、クイックで、かなり進められた。それはもう理事、委員の皆さん方、また与党であります自民党の皆さん方の物さうい姿、御理解の姿があったこと、これはもう間違いないわけでありまして、時代の変化に對照した風俗行政の在り方に

関する研究会の中でもインターネットを取り上げたという事は非常に時を得ている。

三年か四年ぐらい前から、わいせつな映像というものが目につくようになってきた。私自身はそんなに早い段階から気がついてはいたわけではないのですけれども、中学生の話題というのは、専らインターネットのわいせつな映像というのは、専らインターネットのわいせつな映像の中にも大変に詳しい者がありまして、本人が見ているかどうかはわかりませんが、少なくともそういう問題意識は三年ないし四年前から持っていたということでもあります。

まず、導人の質問といたしまして、インターネットに関する犯罪の特徴や事例、件数についてお聞かせをいただきたいと思っております。

〔委員長退席、官路委員長代理着席〕

○泉政府委員 近年のネットワーク利用の拡大という状況を受けて、インターネットを使用した犯罪が非常に目立ってきております。

具体例で申しますと、九年中の検挙事例を二つほど申し上げて特徴を申し上げたいと思っております。一つは、放送事業者のホームページの改ざんによる電子計算機損壊等業務妨害、わいせつ画像公然陳列というようなことで、九年の五月に検挙いたしておりますが、犯人は、虚偽の氏名、クレジット番号などを用いて、インターネットサーバにプロバイダーから不正にIDを入力し、それを利用して他人に成り済ました上、インターネットを利用して放送事業者の事業の用に供されたホームページのデータを削除し、これにかえてわいせつ画像を送信して掲示した。このような行為によって、放送事業者の業務を妨害する、あるいは、同時にわいせつ画像を公然陳列したというような事例もございます。

また、直接インターネットを利用したわいせつ画像公然陳列事件というものも検挙いたしております。国内にある自宅におきまして、インターネットを利用して、わいせつ画像を、米国所在のレンタルサーバのサーバコンピュータに送信し

て、これに記憶させた上、国内を含む不特定多数の者に閲覧させたというもので、九年中のインターネットを利用したものは、今申し上げたものを含めまして二十件、二十七人ということで、八年中に比べますと、十一件、十六人と、急増している状況でございます。

○田中(甲)委員 マイクロソフトのビル・ゲイツ会長は、自分の小学生の娘でも操作ができるようにということ、ソフトの開発をしようとするようでもあります。今このような、わいせつ画像というのがだれにでも見られるということになってまいりました。

そこで、改正法第三十一条の八でありますけれども、この文言でいきますと、映像送信型風俗特殊営業者、すなわちポルノ映像送信者に対して、十八歳未満の青少年を客としないための措置を義務づけているわけでありませぬけれども、具体的にどういふことをお考えになられているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○田中(甲)委員 質問をさせていただいて、では具体的にどういふ方法があるのかということにまで至った場合、非常に難しいですね。大体、画面に十八歳以下の方は見られませんが、エス、ノーと、ばつとあけて、そのことは全く何の障害にもなっていない。ただ警告がそれで行われているというならば、それはその範囲に入るのかもしれないけれども、ダイヤルQの三ナンバーです。九九〇〇三というのをそれに入れないかぬということですが、それがわいせつな映像を送っているダイヤルQの番号の中に徹底されていないというのが現状だと思っております。クレジットカードの番号を送付しろという場合には、例えば父親の、あるいは成人している兄弟、お兄さん、お姉さんのカードを入力すれば、それはもう簡単にクリアできるといふことだと思っております。

○泉政府委員 三十一條の八の三項でございますが、映像送信型風俗特殊営業者は、「十八歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼のみを受けること」としている場合を除き、失礼しました。「客としてはならない」という二項でございます。これにつきましては、十八歳未満の客としないために、私も今想定しておりますのは、一つは、ある特定の人を客とする場合には、あらかじめ契約を結んで、その特定の客にIDなりパスワードを付与し、そのパスワードを使って営業するという形態が一つ考えられます。そのような場合には、その客となる人十八歳未満でないことの確認を通常の方法とした上でやらなければいけない、そういう方法が一つあります。

この問題点をここに置いたということは非常にいいことだと思っております。その解決策というか、防壁策というものが十分でないと思っております。再度、もし御見解がありましたら、○泉政府委員 ただいま御質問にありましたように、あるホームページを開きますと、そのホームページに十八歳以上である、あるいは成人であるか否かという欄がありまして、そこをクリックすると、該当しない者は外へ、中へそれ以上はできないという仕掛けをとっておるものがございます。こういうものは、御指摘のとおり操作する者が十八歳未満であれば、何らその判断はできないものでありますから、このようなものを今回のあれでは当てにしているものではないと思っております。

それからもう一つ、実態として、このような営業者が用いているのに、ダイヤルQによる方法がございます。Qの制度の中で、詳細は省略いたしますが、ある番号を回しますと、これはあらかじめNTT等と十八歳以上でなければ特定のQの接

先ほど申し落としましたが、委員から御指摘がありましたクレジットカードを用いる、これも一応の基準でございます。

それから、Qにつきましましては、これは今お話しした九九〇〇三については、事前にNTTと契約していただければならない、申し込んでおかなければならない。現在は、このQを用いる映像送信型風俗特殊営業者は、九九〇〇三ではなくて、九九〇〇五あるいは九九〇〇六というふうなものを用いてますから、だれでもQ回線を利用して、Qのシステムを利用して客となって、料金は通信料とともにできる。営業者自身が三以外の番号で設定しているということ、これ以後は届け出を受け、三以外で設定した場合にはこの条文中に該当いたしますので、その旨の措置をとっていただくことにならうかと思っております。

○田中(甲)委員 これからのさらなる検討が必要なようでありまして、第一歩、ファーストステップを踏み出されたということに対しては評価をさせていただきます。

同じように、インターネットで、私がこの問題はどうするか、参議院の担当委員会、所管の委員会でも話がされたそうでありまして、わいせつQの定義ですね。

これは、改正法の第三十一条の八において、自動公衆送信装置設置者、すなわちプロバイダーにわいせつな映像の除去の努力義務を課しております。プロバイダーの中に膨大な量が入ってくるので、全部を把握するわけにはいきませぬけれども、

その中で極めてわいせつなものがあるにインプットされようとしている、その場合に、さらに違反した場合には、第三十一条の九で、公安委員会の勧告が行われるとされていますけれども、プロバイダーに、どこからわいせつなんだ、これ以上いってわいせつであり、これ以下ならばわいせつではないという判断をさせるその基準がないわけでありまして、アメリカでもこのことが問題になって、表現の自由という部分でなかなか結論の出ないところになっているわけですね。

その点について新たに質問をさせていただきます、プロバイダーにわいせつの判断をさせることになるわけですが、こうした場合からわいせつと定義づけなければならないかと思えますが、いかがでしょうか。

○泉政府委員 今回の法改正につきましては、わいせつの定義が不明確ではないかという御指摘は何回か受けるわけですが、実は私も少しもましては、わいせつの定義自体、これは御案内のように、最高裁の判決におきまして、いたずらに性欲を興奮または刺激せしめる、普通人の正常な性的羞恥心を害する、善良な性的道義観念に反するものをわいせつということ、わいせつの定義そのものは確立しておると思っております。

具体的なものについて、この定義に照らしてそれが当てはまるかどうかという点については、いろいろな考え方があり、また限界事例もあろうかと思えます。また、具体的な当該画像がわいせつに当たるかどうかという点については、さきに申しました三要件に当たるかどうかというのを通常人の判断でもって判断しなければいけないという作業が必要になるわけでありまして。

今申しましたように、定義自体は明確ではありませんが、境界的な事例について具体的な当てはめの際で判断に迷うということも考えられますから、私もこの法改正が通りました後は、一つにはプロバイダー自身がふだんそういうことを考えないで営業をされている方でありまして、そういう方に対して、例えば最近の検挙事例でこう

うものがわいせつと判断され確定したという、司法判断が確定したような事例をお示しすることによって、具体的な判断基準に役立てていただくというふうな考え方をしております。

なお、先ほどの御質問の中で、米国の同規模規制の中で、米国においても不明確であるからというふうな御指摘もありましたが、私も承知している範囲では、お話をあつた米国の裁判例では、わいせつという概念そのものが不明確であるという指摘ではなくて、下品なとか、別な概念について判断が下されたものと承知しております。

○田中(甲)委員 憲法第二十一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」というところに関連しての問題が必ずこれは発生する危険性があるだろうということを感じます。判決の事例を用いてその判断の材料にしてもらいたいということですが、これも、これからまた検討が必要になるようなことがあるのでしょうか。

それは、わいせつの分野だけではなく、例えばインターネットの中には死体の映像がそのまま映し出されていたり、過激な暴力シーンというものが映し出されていたり、わいせつとはまた違う部分での、暴力シーンについての規制ということもしていかなければいけないのだろうというふうに思うのです。

かなりこういうことが、青少年の犯罪、ナイフを使つての犯罪ですとか、あるいはさまざまな犯罪というものの年齢が下がってきているという現象を生み出している一つの要因なのだろうというふうな思っております。今回の改正の中ではわいせつという部分に限定して、暴力シーンというところには規制をかけることが、青少年の健全育成という観点からするならば、まさに風適法の目的にかんがみたる場合には規制を行うべきであったのではないかと思っております。

○泉政府委員 インターネット上における情報、主として映像につきまして、わいせつなもの、あるいは今回の風適法が対象としております青少年の健全育成に有害な、わいせつには至らないけれども有害な情報以外に、御指摘のような暴力的シーンあるいは目を覆うような死体の映像というふうなものもあり、これが青少年の健全育成という観点からは非常に問題であるという認識は持っております。

ただし、今回の私どもがやっているのは風適法の改正ということで、現実の空間といえますが、インターネット以外の世界におきまして、アダルトショップその他、風適法の善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するという目的のもとに、従前行われておりました、わいせつそのものは刑罰で禁止されておりましたので、青少年に有害な影響を与えるような映像がインターネット上で流れること、しかもそれを営業として行うことを規制しようというのであります。

さきに申しましたように、それ以外の暴力シーンその他について、これをどう規制なりコントロールしていくかというのは、風適法の改正というか、風適法の世界での措置ではなくて、もっと広く取り扱われるべき問題でありまして、これは私どもだけではなくて、関係向きで広く国民的な議論が行われて措置されていく必要がある事項だということに理解しております。

○田中(甲)委員 短い時間の中で改正案を出されたわけですから、なかなかそこまで手が及ばなかったという点もあろうかと思えます。国民的な議論が深まる方がということならば、もう既にこういうことに関してはあつてはならない現象が起きてきているということで、国民的な共通の認識というものがもうできていっているのではないかと私は思っています。

私が警察庁の立場を考えたときにふとよぎるのは、今回、性風俗特殊営業という新しい名称とともに、無店舗型あるいは映像送信型の性風俗特殊営業ということと従来の店舗型性風俗特殊営業というところのバランスをとろうというところがか

なりあつたのではないかと思っております。わいせつというものは両方とも一緒です。店舗型にしても無店舗型にしても映像送信型にしても一緒。ここは抑えていくことはできるけれども、映像送信型だけで先にも他の暴力シーンにかかわるところを抑えていくことが、果たしてバランスがとれるのだろうかというところがあつたのではないかと推測をしております。

では、その点、御答弁いただけますか。

○泉政府委員 今御指摘のとおり、風俗営業の規制というものを考えていきたいと思います。店舗を設けて一定のものを販売し営業として行っているものについては現行規制がございますが、店舗を設けないものにつきましては規制がないということで、これについては、風適法の観点から、今日新たに規制すべき対象であるという認識のもとに、同規模規制を上げようという点が一点でございます。

その中で、店舗を設けていない通信販売等とあわせて、インターネットの中で有客映像を見せることを業として行っている、これは店舗を設けた個室ビデオ等と同じように営業という観点では評価できる、こういうものについては同様の規制を及ぼしていこうという考えのもとに改正をしたものでございます。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。それでは次の質問に入ります。今の問題点と若干リンクしているところがあるのですが、性風俗特殊営業に関する規定の整備の中で、無店舗型性風俗特殊営業とは、人の住居等において異性の客の性的好奇心に応じたその客に接触する云々、こう文章が出ております。私は、笑われてしまうかもしれないのですが、私も、現状の把握が十分でないかもしれませんが、新宿二丁目、同性愛のまさにスポットですね。なぜここで新たに改正をする際に、異性の客の性的好奇心という規定を設けるのか。この異性というのを取り除いて対象の幅というものをつくってお

かがでしようか。

○泉政府委員 従前の風俗関連営業についても同様、異性ということを要件としてまいりました。個室を設け、当該個室において、異性ではなく同性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業というものについても、善良の風俗あるいは清浄な風俗環境、少年の健全育成に与える影響というの大きい営業であると考えられておりますが、異性の客に接触する役務を提供する営業は数多くございまして、このような同性の客に同じようなことを行う営業所というものは非常に少ない現状があります。また、全国的に見ましてもごく限られた地域にしか現状は存在していないということもございまして、現行法でも風俗関連営業として規制の対象とはしていない状況でございます。

今、今回の改正案で無店舗型にまで広げるのであれば、異性の客対象という要件をこの機会に取り扱えどかという御指摘だろうと思っておりますが、現状におきましても、営業所の数等、無店舗型と同様の状況がありまして非常に少ないということ、現在は見送ったわけであります。今後これらの営業の実態等をよく見まして、必要があれば風通法の規制の対象としていくということも、実態によっては考えてまいらなければならぬというふうにご認識しております。

○田中(甲)委員 限られた地域以外には見当たらないということ、限られた地域にはあるということですから。それともう一点指摘をさせていただきたいのは、店舗型風俗特殊営業の第二条の第六項第六号の前号に掲げるもののほか、ほかというところで、実はこの同性愛に対する規制の適用はできているのだからというふうには判断しておりません。ですから、この無店舗型を行う際にやはりここまで幅を広げておくという機会があったのだらうと思っております。

今後また、時代の変化に対応した風俗行政の在り方に関する研究会というものをぜひとも継続していただいで、十四年ぶりの改正でありましたけれども、今後適時、時代の変化に合った風通法の改正ということに努力していただきたいと思うのですが、いかがでありませうか。

○泉政府委員 御指摘のとおり、時代なり社会の変化に伴いまして、風俗営業等は新たなものができ、また既存のものも変化していくという状況が非常に大きな対象であると認識しております。それに対する規制も状況に合った規制がなされていくべきである、そういう目で絶えず所管法令についての研究というのは続けていかなければならぬというふうにご認識しております。

○田中(甲)委員 積極的な御答弁をいただけたものと感謝を申し上げます。

そのほかいろいろ、規制の強化に関して、あるいは今後さらに緩和をしていかなければならないのではないかと思われる点についてもございまして、官路先生の質問の中にも含まれておりましたし、またこの後に質問される皆さん方にもまた指摘をしていただけたらと思っております。

先ほど、風俗営業と言われている他の業種の中でもメ리트システムの導入ということをされるのでありますが、大変に結構なことだと思っております。それを望んでいる業種の方も大変多くあると聞いておりましたし、さらにそれを発展して、今お願いをさせていただきました、また、前向きな答弁をいただきました風俗行政の在り方に関する研究会の中で、今後どのように対応するかということをご話し合っていたらと思っております。

また、風俗営業の中のパチンコ営業の問題点についての現状認識などもお聞きをしたいと思っておりますが、また次の機会に聞かせていただければと思っております。

もう私の持ち時間が終了したようであります。文部省に最後に一点、確認をさせていただきたいと思っております。

私は、日本アマチュアダンス協会JADAが文部省の社団という資格を取って、公益法人として、そしてアマチュアとプロと両輪となって進んでいく体制というものをとってもらいたいと思っております。

政令の中で、今のプロの組織であります。全ダ連、ポールルームダンス連盟のほかに、JADAというサークルの指導員については、ボランティア精神による会員相互の健全な営業として認めていただく旨、この点の指導というものを文部省に、そして生涯スポーツを担当されている皆さん方に、明確に表現をして通達をしていただきたいと思います。私の質問を終わりたいと思っております。

○工藤説明員 文部省としては、今回の法改正を認めたこととして、ダンス界におけるプロ、アマの連携、交流の一層の促進が図られ、ひいてはダンス界全体の一層の発展が図られるということを期待いたしております。

このため、警察庁とも十分連携をとりながら、財団法人日本ポールルームダンス連盟に対する適切な指導、あるいは日本アマチュアダンス協会の法人化についての御相談、そういったことにつきまして十分検討してまいりたいと存じます。(田中(甲)委員「政令の対応は」と呼ぶ)

○田中(甲)委員 ぜび、前向きな対応をお願いを申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○榊屋委員 引き続きまして、風通法の改正質疑をさせていただきます。

私も平和・改革は、私、それから関連質問として、後ほど榊屋委員の方から質疑をさせていただきます。私は、今、田中議員の方から質疑がありました前半の部分、ダンスの部分について、まず議論をさせていただきたいと思っております。私もダンススポーツ議員連盟に入っております。

で、今回の改正につきましては、今までの経緯からしまして、警察庁の取り組みについては敬意を表したいと思っております。ただ、田中委員と若干遠い気持がいたしまして、そんな議論もさせていただきますというふうな思いをいたします。

と申しますのは、先ほどの議論をずっと聞いておりました。田中委員の方は、アマとプロを車の両輪として今後のダンススポーツの健全な発展を願うべく、そういう環境をつくっていかなくてはいかぬ、そういう議論があったと思うのであります。私は、少し後ろ向きかもしれせん。今回の風通法の改正でダンススクールについては適用除外されるということなのであります。ダンスの世界、戦後ずっと今まで続いてきました。私はやめたことがないのであります。私がやるというよりも柔道になるものですが、私ができるというよりも、戦後からのいきさつをずっと聞いてまいりました。

確かに、戦後のそれこそ何ら楽しみもない時代に多くの方が、今はお年寄りになっておられますが、この方がダンスを経験されてこられたということも改めて驚きました。私の専門の福祉の分野でも、老人クラブあたりが盛んにダンスをやっております。公民館とか、先ほど議論が出たような活動もされておられるのですが、よく聞いてみると、若いころに皆経験がされておられて、なるほどという感もするわけであります。

さてそこで、先ほど議論がありました。最初の話は、今回、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業から一定の要件に該当するダンス教授営業を除くというふうになっていくわけですが、一定の要件というものは政令で決めるのだと、さつき御説明がありました。議論がありましたが、さつき御説明が持ったダンス教授資格、これは一定の要件だろと思うのですが、先ほどは公益法人という話もありました。一定の要件というのは、教授資格だけかどうかと

○泉政府委員 今回、いわゆるダンススクールを風通法の除外にするに当たりまして一定の要件というふうに表示しておりますが、御指摘の教授資格を持った者、一定の資格を持った者が教授するという営業の形態であること、それに加えて、その教授する以外には客同士のダンスはさせない、この二つでございます。今お話しした設備その他につきましては、このダンススクールである限り風通法の規制の対象外になりますので、自由でございます。

○樹屋委員 それで、先ほど議論が途中で終わっているのがちよつとわかりにくかったのでありますが、一定の資格を持った教授、教授資格については政令で具体的に内容を決めていくということでありませう。

先ほどせつ々しい資料を御提供いただきました「ダンス界の組織図」の中で、公益性を持った団体が行う講習等を修了した者ということで整理をされるのだからと思うのですが、具体的に団体名までは当然政令には書き込まないのでしょうか。御質問いたします。

○泉政府委員 ダンスの教授でありますので、ある程度社会的に通用する資格、だれでも勝手に名乗ればよいというものではありませんので、その意味では、先ほど申し上げましたように公益性のある団体の講習等を指定して、その指定した団体の講習を受けている者というのを一つの要件にしたいと思ひます。

政令におきましては、明確にするために、当然関係者の意見も聞きながら、団体名等については明記してはつきりさせることにならうかと思ひます。

○樹屋委員 具体的に団体名まで書き込んで、その団体の、例えば社団法人なり公益法人名を書き込んで、その一定の講習を修了した者、こういう書きぶりになるわけですか。わかりました、結構です。そうすると、さらにまたいろいろな問題が多分出てくるのだからと思うのですが、そこはわかりました。

それで、先ほど田中先生の方からも議論があった、いわゆるアマチュアの法人化についてどうするかという議論がこれからもあるのだからと思うのですが、私は、警察関係、あるいはその他の行政でもそういうのですが、こういう公益法人あたりを設立して、いわば自主規制といいますか、行政が直接指導するのではなくて公益法人をつくるというところは、公益性を持った法人を、団体をつくって、その中で自主的にいろいろな活動をしていただく、まさに、行政が直接やるのではなくてその団体の自主ということだろうと思うのですが、この手法は、極めて効果的に動く場合と、極めて難しい、悩ましい事例を出す場合も往々にしてある。

私も公益法人の設立で幾つかの団体をお手伝いしたことがあるのですが、まことに運営の仕方によつては難しいことにもなる。参入規制等の新たな規制を生んでしまう。先ほど議論があったとおりであります。そういうことも生まれてくると思うのです。今回風通法を改正して、ダンススポーツについてはもう風通法ではないよ、後は、先ほどから話があったように、まさに二〇〇四年のオリンピックを目指して、まさにスポーツとしてこれから昇華し、発展をするということであれば、私はそれで問題が解決するのあればいいと思ひます。

もう一点の問題は、やはり私の地元の方々方の御意見を聞きますと、ダンスの社会というのは決して甘くはない、生易しい世界ではないという声もあります。

というのとはどういふことかという、確かに今回外される部分は私ほまことに結構だと思ひます。

が、ダンスホールのような形でやられているものというの、やはり風通法で一定の規制をかけていくという必要性もまだあるのかな。先ほど田中委員は、その規制の部分も撤廃する方向で今後検討ということもありましたけれども、私は、簡単にそうなるのか、ここは大変悩ましい部分ではないかな。

そういう意味では、今回の法改正で、もうダンスは全部まさに文部省の世界でほとんどやらせていくということであれば理想的だと思ひます。私が、やはり警察庁の所管として、公益法人があつて、その中でやつていく作業というの、ままだこれからのあるのだから、そこはどういふふうの流れっていくのかなというのをちよつと考えるわけでありまして、その辺のお考えをちよつとお聞きしたいと思います。

○泉政府委員 御案内のように、ダンスというものが、そもそもダンスホールがキャバレーに近い形で営まれてきたという歴史的背景もございまして、風俗営業としてダンスホールをとらえて一定の規制を行つてきた。それは、ダンスの性格で、いろいろ御議論もあつますが、実態として男女間の享樂的雰囲気があるおそれも、可能性もある、そのような業態であるということで規制してきておるわけでございます。その状況については質的に変化はない、続いておると考えております。ただし、先ほどから御答弁いたしておりましたように、ダンスを客にさせる営業じゃなくて、客にダンスを教える営業、一定のきちつとした先生がいて、その先生の指導のもとにダンスを教えるという形の営業については、今申しましたような男女間の享樂的雰囲気が出るというのとは考えにくいだろう、そういうものは今回の規制の対象外にするということにしたわけでありませう。

いろいろ、ダンスがスポーツであるとか、プロのダンスあるいはアマのダンスというふうな御議論があります。また、先ほどの別な委員の御質問の中に、それぞれいろいろな問題を抱えていてという御指摘がありましたけれども、私どもは、

ダンスを人に教える、それを営業として、そういうものについての規制は、従前、ダンス教授所として風通法の許可対象としての規制を行つてまいりましたが、今回は、先ほど申しましたような理由により、その教える部分、教える営業だけは許可対象外にする、そのほかのものについては従前どおりというふうな考え方をしております。

○樹屋委員 これからどうなるかということもちよつとお考えをお聞きしたかったわけでありませう。

先ほどの田中委員の議論はありますが、アマとプロという概念だけではなくて、もう一つの、やはりこの業界の難しさ、この世界の難しさは、警察庁の所管と文部省の所管、現在でも二つの法人がある。それにもう一つ、先ほどアマの世界でという話もすつと出ていたわけでありませう、今回の法改正に基づいて、もちろんこの警察庁所管の全才連あたりでも、先ほど私が申し上げた自主規制という観点からは、さらに次を目指して、私はいろいろな活動が進むのではないかと、こう思つておるわけですが、その辺の動きがもしありましたら、御報告をいただきたいと思ひます。

○泉政府委員 基本的な認識をいたしました。ダンススクールにつきましては、風通法の許可対象外にする、要するに許可業者から外すということでございます。これは、後は私どもが云々する対象ではなくて、まさしく自主的に行われるべきものだと考えております。

そのような基本認識に立つた上で、あるいは騒音、振動の問題等、付近住民に迷惑をかけるというふうな問題がありますが、これはそれぞれ警察の立場で、風通法所管の立場ではなくて警察全体の立場で必要な自主規制をお願いする。また、そういうことがやつていっていただけるであろうというのを期待しているという状況でございます。

○樹屋委員 警察の、もちろん風通法の対象から外れるということはおわかりですが、外れるその要件というのは、一定の要件は政令で書き込む、

その要件の中には、さつきも言ったように、具体的な御答弁はありませんでしたけれども、警察庁が許可をしておる法人、それから文部省が許可をしておる法人、ともに多分書き込まれるのだからと思うのです。

その中で、今回の改正を踏まえて、先ほど田中委員の方から話がありました、下手をしたらプロの中で利権争いのようなことも起きるのではないかと、そういう話もあります。具体的に私は申し上げませんが、そういう部分については、きちつとやはりお互いに、警察と文部省の、別々の団体が別の基準を持って動いているということはおかしいわけでありまして、私は、相当連携をさせていただいて、本日に今回の法改正が新しいダンススポーツの世界をつくり上げる上で大きく役割を果たしていただく必要があるのではないかと思っております。

これは、ぜひ両省しつかり連携をしていただいで、これからの法改正を受けて、これからの流れが本日に円滑にいくように、私は両省の連携をお願いしたいというふうに思うわけで、最後に大臣に、その辺の連携について。

○泉政府委員 法に關連する技術的な部分もございまして、まず私から申し上げます。

今回の法改正でダンススクールについて一定の改正を行った、その資格は、今さら申すまでもありませんが、風適法の観点では、しつかりした先生がいるというその観点から、公的な資格を持ったもの、これはこの所管の団体という前提はしておりません、この所管の団体であれ、公益性を持った団体を、しかも政令で定めるところにいたしておきます。

ただいま委員御指摘の点につきましては、私もは全ク連を所管法人として所管しております。その所管法人が、本日に業界全体のために、健全化に役立つような、またその目的に沿った形で動いてほしい。所管法人の指導として、私どもは今後そういう観点で取り組むべき必要があると思っております。文部省においても同様だと思います。そう

いう意味で、私どもと文部省、所管法人の監督指導を通じて、ダンス業界の健全化に向けての話し合い、連携の強化を図ってまいらなければいけないというふうに考えております。

○榎屋委員 大臣にお答えいただく前に、私は、本日に一番すつきりするのは、公益法人あたりをつくることは、たくさんあるのではなくて、一つの世界では一つというところが一番すつきりわかりやすいのではないかと考えております。

ただ、ダンスの世界、今までの経緯あるいはこれからの将来を展望した場合に、文部省と警察庁が二つお持ちで、あるいはまだふえるかもしれない、その必要性はよく理解できるものでありますが、今回の法改正が本日に法の趣旨に照らしてうまく運営されるように、私はぜひこれからの両省の連携をお願い申し上げたいと思っております、そういう意味では、大臣に最後、御決意をお伺いしたいと思います。

○上杉国務大臣 ダンスが風適法から除外された後、国民の批判が起らないようにすることが私は大切なことだと思います。

プロ、アマあり、またこれまでの経緯もあるようでございますが、文部省、関係省庁と十分協議をし、また、ダンス業界の健全な発展をするために私どもがやることもあり、また御指導や助言をすることがあるとすれば、それは当然その役割を果たしていかねばならないと考えております。

また、実効性のある自主規制が行われることも大変大切なこととございまして、業界において早急に意思の統一を図っていただきまして、そのことを踏まえて、警察といたしまして、業界団体が健全な発展をするために、また文部省ともさらに密な連携をとって対応してまいりたいと考えております。

○榎屋委員 ぜひとも、それぞれの法人で取り組みの内容が違うということがないようにお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思っております。後は関連質問をさせていただきます。

○宮路委員長代理 この際、富田茂之君から関連質疑の申し出があります。榎屋君の持ち時間の範囲内でこれを許します。富田茂之君。

○富田委員 平和・改革の富田でございます。榎屋委員の持ち時間の範囲内で関連質問をさせていただきます。

私の方からは、ちょっとこの法案とは離れますが、麻薬・薬物乱用防止対策について、特に警察庁の方の取り組み状況についてお尋ねをしたいと思います。

私ども平和・改革と公明は、四月十五日に橋本総理に申し入れて、「麻薬・薬物乱用防止対策に關する申し入れ」を行わせていただきました。ちょっと御紹介させていただきますと、このような観点からの申し入れでございます。

我が国の麻薬・薬物汚染が深刻化し、とりわけ中学生・高校生など若者の間で麻薬・覚せい剤等の使用が急増しています。未来ある青少年がその肉体と精神を蝕まれ、結局は犯罪に手を染め、人生を台無しにしてしまうことに悲しみと不安の心を抱かない国民はいません。

行政や教育界が薬物汚染拡大に拱手傍観を続けるならば、青少年の麻薬や薬物汚染が爆発的に広がり、学校や地域が大混乱に陥ることは諸外国の先例から明らかであります。

幸いにして我が国はこれまで、地域・家庭・行政などの教育・啓蒙の力と国民個々の賢明なる見識によって、大規模な麻薬汚染から免れてきた数少ない国であり、今まさにこのような薬物乱用防止教育の有効性が世界に向けて実証されるべきであります。

薬物乱用防止教育への麻薬取締官OBの活用など、この面における橋本総理のリーダーシップは評価するところですが、以下のような充実した薬物乱用防止対策を要請するものであります。

○富田委員 今回の活動は警察庁が中心になつていろいろのことをやられているのはよく承知しているのですが、一千八百万円をかけて広報車をつくる、その広報車の中の展示とか中身が一体どうなっているのかなというのが一つ疑問としてあります。

○富田委員 今回の活動は警察庁が中心になつていろいろのことをやられているのはよく承知しているのですが、一千八百万円をかけて広報車をつくる、その広報車の中の展示とか中身が一体どうなっているのかなというのが一つ疑問としてあります。

○富田委員 今回の活動は警察庁が中心になつていろいろのことをやられているのはよく承知しているのですが、一千八百万円をかけて広報車をつくる、その広報車の中の展示とか中身が一体どうなっているのかなというのが一つ疑問としてあります。

○富田委員 今回の活動は警察庁が中心になつていろいろのことをやられているのはよく承知しているのですが、一千八百万円をかけて広報車をつくる、その広報車の中の展示とか中身が一体どうなっているのかなというのが一つ疑問としてあります。

ンフレットを持つて居るのですが、委員長、ちよつと御許可をいただきまして、大臣、十冊くらいしかありませんので、きょうは余り委員がおられませんから、一生懸命聞いてくださつて居る方から、ちよつとお配りをお願いしたいと思います。

このキャラバンカーを四月十五日、衆議院の院内に初めて入つていただきました。平和、公明、改革で見学させていただきました。中にコンピュータグラフィックとかいろいろのものを導入してありまして、子供たちがタッチパネル方式でちよつと質問ごとにさわつていくと、次々と回答が正しければ正しい、間違つていけば次に行かないとか、本当に、遊びながら覚えたい、麻薬の危険をきちんと理解していきけるという実にすばらしいキャラバンカーで、これは一台六千万円するというのです、中の部分を入れるのに。

そうすると、警察庁の方で一千八百万導入されどこの程度のものでござりますのかというのがちよつと心配なつておられます。また、補正予算でも、警察庁がかなり御努力をいたしまして、まだこれからも、先ほど局長四台と言われまして、これども、補正予算でも同じぐらいの台数を予定されて居るといふふうにも聞いています。

そういうことを考えますと、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの方とよく連携していただいで、ここでのかなり集積というのがあると思ふのです、いろいろの学習効果とか。そういうものも警察庁できちんと利用していただいで、導入する四台、また補正でも要求されて居るといふものについて、こういう中身を何とか取り入れる方法はないのかと思ふのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○泉政府委員 御指摘のとおり、麻薬センターで非常に立派な広報車を用意されておられます。私ももちろんです、ただいま御質問ありましたように、今年度、今計画されて居る補正予算についても同様の広報車をお願いしてまいりたいと思つておられます。

どの程度の中身になるか、千八百万でどの程度

のものでござりますかという御指摘でもござりますが、一つは非常に対象が多い、また各都道府県あるいは各警察署で行う、そういうことで教も欲しゅうござります。そういうことを考えながら、しかもこの麻薬センターのキャラバンカーは、私ども日常的に麻薬センターとは非常に緊密に連絡をとらせていただいでおられますので、可能な場合には私どもも活用させていただきます、あるいは麻薬センターから持つてきていただくというふうなことを通じまして、それぞれの立場で、持てる機材をフルに活用して有効な乱用防止教室等の広報材を行えるように今後とも努力してまいりたいと思つておられます。

○富田委員 センターの方と警察庁の方が連携をとられて居るといふのもよくわかつておられます。警察庁からもセンターの方に行かれて居る職員の方もいらつしやるということも承知して居りますが、警察庁で予定されて居る広報車の配置計画がどうなつて居るのか。事前にお聞きしましたら、警視庁、神奈川県警、埼玉県警、あと大阪府警に今のところ予定して居るといふふうになりますと、センターの方のキャラバンカーが東京にあつて、例えば北海道に行くのに津軽海峡を渡るのに二十万円かかる、沖縄に行くにはどんなことをやつても輸送費だけで五十万かかつてしまふ、行きたくてもなかなか行けないんだ、北海道には何か年一回期間を決めて行つて居るといふふうなんです。

そういうのを考えますと、もう四台本予算で導入して居る、補正でも要求していただけるといふことになりまして、配置計画について、厚生省の方でも何台か、一台は本予算で要求して補正でも要求するといふふうになつて居るようなんです。うまく連携をとつて全国各地にきちんと配置できるように、そのあたりがどうなのか、これが一点。また、各都道府県に導入された場合、基本的にはその都道府県内でしか使えないです、ね。捜査協力とかいろいろの規定を使つて、うちの県警にも持つてきてくれといふようなことも可能だと思

うのですが、捜査とはちよつと違ひますので、何か機動的に、警察庁の方が導入される広報車が寝てしまわないように、センターのキャラバンカーは昨年だけで二百日稼働したそうです。それで五万人が見ている。そういうことを考えますと、警察庁の方でも同じように有効活用するようなどころをきちんと検討していただきたいと思つて居るのですが、その点はどうでしょうか。

○泉政府委員 ただいま御指摘のとおり、また先ほど申し上げましたように、広報活動を非常に精力的に行ななさいいけない、各都道府県で。現在までも、広報車がありませんから、既存の資機材を使用して行つておるところでござります。

その意味で、県内だけでも一台で十分かという、そういうわけでもありません。また、広報車がなないと一切の広報ができませんという筋のものでござりません。いろいろな形の工夫をしながら広報をやつていく。その中で、麻薬センターの広報車は非常に活躍されて居るといふのも承知して居ります。それぞれ連携をとりますと、活用できる場合、可能な場合には、そういうものも活用させていただくといい形で取り組んでまいりたいと思つて居ります。

○富田委員 もう時間がありませんので、最後に昨年の一月十七日に閣議決定で、内閣総理大臣を本部長として関係閣僚から成る薬物乱用対策推進本部が内閣に設置されて居ります。公安委員長も恐らくこの副本部長という形で就任されて居ると思つて居りますが、この推進本部の中で、今後はこの推進本部を中心として、政府を挙げて総合的かつ実効の上がる薬物乱用対策に全力で取り組んでいくといふふうになつて居ります。

この点から考えますと、警察を所管する国家公安委員長の方でも、厚生省、文部省ときちんと協力していただいで、キャラバンカーを導入した後に、これが本当に有効に活用されるようにぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思つて居ります。

です。橋本総理も厚生大臣も、このキャラバンカーをごらんになりました。ぜひ国家公安委員長にも、せつかく一千八百万円も予算のつくキャラバンカーが四台も本予算で入つて、また補正予算でも入るといふことですので、このキャラバンカーを見学していただいで、その推進本部の中でも、国家公安委員長がぜひリーダーシップをとつて、有効活用できるように御指示いただきたいと思つて居りますが、その点どうでしょうか。

○上杉国務大臣 残念ながら、私、まだ見る機会を持つておりませんが、委員御指摘のとおり機会を持ちたいと思つて居ります。また、このキャラバンカーの運用、それから、警察庁におきましても導入予定の薬物乱用防止広報車もござりますから、取り締まりの側面から見た具体的な広報活動に、これも威力を相まつて發揮するもの、またさせなければならぬと思つて居るわけでもござります。

今後は、そのような広報あるいはキャラバンカー等、あるいは取り締まりの警察庁の広報車とも十分連携をとります、また効率的な運用に対応してまいりたいと思つて居ります。それから、薬物乱用対策推進本部の副本部長でもある立場がござりますから、今後とも、関係各省庁と連携を図つて、前より効果的かつ有機的な薬物対策を推進してまいりたいと思つて居ります。

私、この連休、三、四、五日と、きょう閣議で了承いただきましたから、自治省の北京事務所を開設することになりました、それで行きますが、せつかく行きますから、日程の中には当初入つておりませんが、薬物問題等、中国に行きますれば関係ござりますので、向こうの方のトップともお会いして、協力体制を構築いたしてまいりたい、このような腹づもりで、警察庁も一緒に同道いたしたいと思つて居るところでござります。○富田委員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○加藤委員長 春名眞章君。

○審名委員 法案の関連の質問に入る前に、警察に關する看過できない問題が相次いでおりますので、その問題についてお聞きをしたいと思ひます。一つは、千葉県交通安全協会の申告漏れ問題です。これは、中央組織である全日本交通安全協会から広報啓発費ということと配分を受けた税法上の収益事業収入を申告していなかったというものであります。

これについては、課税対象なのか非課税なのか、税務当局と協会の方とで見解の相違があったのですが、最終的には税務当局の見解に従ったということと申されております。

大臣は、三日の閣議後の記者会見で、全国調査をさせるというふうにおっしゃっておられます。それで、広報啓発費を受け取っているのは、千葉県交通安全協会だけではないと申されています。四十七都道府県の交通安全協会が受け取っております。その中で、千葉県だけが指摘したような税務処理をしていただのか、それとも、他の交通安全協会も同じ税務処理をしていただかたまたま千葉県で発覚したということなのか、全国調査の結果、また、今後の対応という点をまず伺っておきたいと思ひます。

○上杉国務大臣 お答えをいたします。財団法人千葉県交通安全協会連合会が財団法人全日本交通安全協会から交付金を受けまして、これは広報宣伝費、御指摘のとおりを受け入れをいたしておるわけでございます。

法人税の修正申告を行った事案でございますが、全国の実態を調査の上、税制上も間違いのないような処理がなされるよう警察庁としても指導すべきである旨、私は早速記者会見で発言をいたしました。交通安全対策、国民を挙げまして努力をし、取り組んでおるさなかのこともございまして、信頼を著しく失墜させるようなことになつてはならない、その中心的な組織であり、自主的な組織とはいへども、警察と交通安全対策に密接なところでございますから、そのように考えましてそう申し上げました。

これを受けまして、警察庁におきましても、都道府県警察を通じて、交通安全協会の税務処理状況等を調査をさせているところでございませぬ。税務の問題は、最終的には税務当局の判断を仰がなければならぬことから、現在、それぞれ税務当局等とよく相談をし、適切に税務処理が行われるよう指導をいたしておるわけでございませぬ。今後、調査結果が確定した段階で、明らかにさせて報告をいたしたいと考えております。

○審名委員 それは大体いつごろを予定されておりますか。

○玉造政府委員 現在、まさに各都道府県の安全協会におきまして、関係の税務当局に御相談を申し上げているところでございませぬ。税務当局の御判断が出そろい次第、調査結果を確定させて速やかに明らかにしたいと考えております。

○審名委員 速やかにということですが、一刻も早くこういう疑惑を解明というか、明らかにすることが求められておりますので、要望しておきます。

次は、日本交通管制技術の脱税事件の問題です。宮路委員もおっしゃいましたけれども、この問題は、私は、申告漏れなどというのではなくて、明確な脱税、しかも、一部の報道では暴力団関係者が関与しているという報道もございました。関係者が自殺するという痛ましい事件も起こっております。

今、捜査は東京地検の手で行われておりますけれども、関口長官にお伺いしたいのですけれども、この会社に警察官が役員として再就職していることと関連しまして、役員になつて警察OBの八人に対して辞職を要するようという要請を行ったということが言われております。まず、その辞職を求めたということの理由を御説明いただけたらと思ひます。

○関口政府委員 交通管制につきましてのお尋ねでございますが、交通信号機というふうなもの、本来国民の安全を守るべきものでございませぬ。ところが、こうした信号機等を保守管理する企業が、

このたび脱税容疑ということで捜査を受けているという事態につきましては、私どもとしても遺憾と言わざるを得ないわけでございます。

そこで、こうした企業グループに再就職されている元警察職員についてであります。今回のような事態の中でその職にとどまることは好ましくないという判断をいたしました。本人に対しその旨を伝えるよう、関係警察に指導をしてきています。既に二人の方は辞職をされたところでございませぬ。残り六人の方も、その趣旨を了解して辞職する意向を固めているというところを承知しております。

○審名委員 今長官が、今回の事態の中で職にとどまるのは好ましくないということをおっしゃいましたが、この好ましくないという中身について私は聞いていきたいと思ひます。

この八人は既に警察をやめた方でございます。そういう方に異例の形で、警察庁が県警を通じて辞職を要求するということを求めたわけでありませぬ。権限がある意味では及ばないOBにまで辞職を要求するということは、私は重要だと思っております。

ところが、私、昨年十二月に、長官に、総会屋に關連している企業へのOBの再就職は厳正に中止すべきだという趣旨の質問をさせていただきましたが、こういう大問題でも長官は明確な答弁をなされなかつたわけでありまして、そのことと對比すると、このOBの方にまで辞職を迫つた理由にはよほど重大な問題といひますか、そういう認識を持たれておられるのですか。好ましくない事象だつた。職にとどまるのは好ましくないということなんですか、そういうことをやるべきだといふふうな判断されたのはよほどの理由があるのじやないかと私は思つておられるのですか、その点をもう少し突っ込んでお聞きしたいのです。

○関口政府委員 このたびの事案について申し上げますと、当該会社は、警察と委託契約を随意契約等の形でほぼ独占的に結んでいるということ、しかも、元警察職員が役員等の責任ある立場と申

しますかポストについている、こうした中で当該企業が脱税という重大な犯罪行為を犯したという事案でございまして、こうした事情を勘案をいたしまして、その職にとどまること好ましくありません。この職にとどまること好ましくありません。

○審名委員 私は、国民の怒りというのはそこにとどまらないで、この事件が天下りによる癒着によつてもたらされているという面があるのではないかと、このことに怒りが集中していると思ひます。それで、この会社が、率直に言いますと、警察のOBの威力を活用して事業の拡大を行つてきたという問題はないのかどうか、そういうことが問われているのじやないかと私は思ひます。

東日本では、信号機の保守管理はこの日交管がほぼ独占的に行つてきています。今報道されているのは、青森、山形、福島、神奈川、新潟、この五県は、保守管理業務は全部独占をされてきた。それぞれ、青森には二人、福島には二人、神奈川には一人、新潟には一人天下りをされておられるという状況があるわけでありませぬ。

ですから、例えば、きょう東京新聞の四月十五日付を持ってききましたが、「グループには大勢の警察出身者が天下りしているが、警察官の経験が信号機の保守に役立つとは思ひませぬ。期待されるのは、人脈、影響力を生かして警察から業務を有利な条件で受注することだろう。これほど狙いが露骨で、節操のない天下りはない。」という厳しい指摘がここにされているわけでありませぬ。別の新聞でも、柴野さん、安藤さん、元警視總監経験者二人を非常勤の顧問に据えてその威光を利用するといふような傾向もあつた、こういう報道もされておられるわけでありませぬ。

ですから、随意契約で独占的に結んでいたという企業の問題、警察と企業との関係、それから役員におられたというポストの問題、それだけにどまらないで、そのことが警察OBの威力を活用して事業の拡大を図つていくといふようなことになつてきていた疑いがある。その天下りによる癒着という問題が横たわつておられるので、辞職要請も

するということに踏み切つていったのじゃないかなど私は思つたわけでありすが、この点での認識はどうなんでしょうか。

○玉造政府委員 交通安全施設にかかります契約につきましては、対象業者との関係においてはいささかも疑念を持たれることのないように、常々各県を指導しているところでございます。

保守管理契約の実務につきましては、警察OBの勤務の有無にかかわらず、適正に行われていると承知しております。

○香名委員 別の新聞で、例えば四月十七日付の朝日新聞ですけれども、新潟県警のOBで、新潟交通管制サービスの社長さんがこういうふうにおつちやつているというのです。交通信号機に関する新潟県警の新しい施策が発足したことに伴い、その体制作りのために自分が送り込まれたと認識しております。実務は部下に任せて、県警との関係をうまくやつてくれと言われました。こういうふうな報道もあるのです。これはもうさかどるか私は知りませんよ。しかし、こういう証言もあるわけであります。

ですから、大事なことは、こういう問題は会社とOB個人の問題ではもちろんないわけです。警察庁と県警のやはり組織の問題としても受け取らなければならぬ問題ではないでしょうか。私はそのことを言いたいです。

それで、こういう再就職のお世話というのは、あるいは天下りと言われるそういうことは、警察の皆さんがあつせんするという事実は既に何回も報道もされております。そういう相談室も設けてですね。ですから、ただ単にOB個人の方にその責任を押しつけて、警察庁や警察の組織そのものはそれ以上にタッチしない、関係ないという態度ではまずいわけですね。そこがどういふ総括や反省をされているのか。

OBの方に反省を求めて辞職というふうに要請をされている、そこは私は大事だと思います。それだけに、こういうことを引き起こした、また、こういうマスコミからの批判もある、国民の批判

も浴びている問題について、やはり身をきちっと処すということが必要だと思ひます。

そういう点に立つて、改めて警察庁そのものの反省はどういうふうに行われているのか。随意契約から競争入札にするというのも大事でしょう。しかし、そういう体質、天下りという問題について、どういふ反省をこの問題からくみ取つていらっしゃるのか、その点をぜひお聞かせください。

○関口政府委員 警察職員の再就職に関しましては、前回の当委員会におきましても御答弁させていただきました。在職中に培われた知識、経験といふものが生かされまして、再就職された企業なりなんなりで事件事故の防止なり、あるいはまた被害に遭われないというために働いていただく、そしてまた、仮にも警察行政の公正さといふものが損なわれないようにというふうな配慮を最大限しているところでございます。

今後とも、警察に対する国民の信頼というものが損なわれないように、私どもとして最大限の努力をしてまいりたい、かように考えているところでございます。

○香名委員 その御答弁が大事だからこそ、今回の問題から教訓を具体的ににくみ尽くすことが大事だということをお私に指摘させていただきたいと思ひます。

続いて、風俗法の関連の質問をさせていただきます。たいと思ひます。

まず、警察庁の方では、この風俗関連営業、今度、性風俗特殊営業という名前になるわけですが、これも、風俗関連営業というのとは健全化育成ということにはなじまない、必要な規制を課して違反があれば取り締まるということを答弁をされてこられました。

そこで、基本的な認識をお聞きしたいと思ひますが、この分野の営業について、性風俗関連営業、特殊営業ですけれども、この分野の営業を、警察としては、将来的にはなくしていくというつもりなのかどうか、根絶していくというつもりな

のかどうか。

もちろん、このことは営業の自由という権利の問題もありまして、取り締まりだけでなくなるものではないということも私自身もよく知つています。性を売り物にした営業の自由を許さない社会、そういう自己規律の問題とか、トータルな問題なんですけれども、同時に、それを前提にしたならば、警察自身はどういう基本的視点でこの問題に対処しようとするか、健全化育成になじまないというのであれば、今は認めるけれども、将来的にはなくしていくのが望ましい、こういうふうにお考えになっていくのか、この基本的認識をまず伺つておきたいと思ひます。

○泉政府委員 現行法の風俗関連営業、個室つき浴場、ストリップ劇場、アダルトショップなどは、性に関する役割、物品を提供することをその営業の本質としておりまして、性を直接売り物とし、売春事犯やわいせつ事犯に結びつきやすい、本来的に不健全な営業である、したがってまして業務の適正化あるいは営業の健全化になじまない営業であるという考えでございます。

そのため、現行風俗法では、風俗関連営業を届け出制とし、その営業実態を把握することとする一方で、広範な営業禁止地域を設けて、極めて限定された地域でしか営業できないこととするともに、売春等の違法行為があれば、営業の停止等により厳しく対処することといたしております。

このうち、営業禁止地域においては、現在、営業禁止地域となる前から営業している営業業者で、公安委員会に届け出た者に限つて経過的に営業することが認められておりますが、これらについて営業の主体の変更や営業所の建てかえ等は認めておりませんので、いずれ当該地域におけるこの種の営業所はなくしていくものと考えておるところでございます。

○香名委員 限定をして厳しく違法を取り締まつていく、なじまないというところを改めておつちやつたわけですねけれども、そこでちょっと聞いていきたいのです。

警察白書を一九八五年からずつと見てみました。それで、風俗関連営業、性風俗特殊営業ですが、その検査総数ですね。風俗関連営業という言葉が入つて、これの検査状況というのがわかるようになってきてからの数字なので、一九八五年からですけれども、検査総数が千六百八十二件、おとと九六年の指撥では、これが四百二十四件なので、検査件数そのものが四分の一に減つているのです。これはなぜこういうふうになっているのかを簡潔にお答えいただけますか。

○泉政府委員 御指摘のような数字はそのとおりでございます。

一つは、風俗関連営業の営業所が年々減少しております。昭和六十年末には一万六千六百五十八軒であつたのが、平成九年末には一万二千二百軒余と、約三〇％減少しております。これらは昭和五十九年の改正法により、さきに申しましたように風俗関連営業について届け出制をとり、広範な営業禁止地域の規制が行われたこと、施行直後から取り締まりを厳格に行つてきたことなどの結果と見ておりますが、一方で、いわゆる性を売り物とする営業は次々と新種の営業が出現しやすく、風俗法の対象外の形態で営業者も増加してきて、このことも事実でございます。今回の改正では、そのようなことに対処しようと考えておるところでございます。

○香名委員 それでは、その答えとダブルするかもしませんが、この特徴でもう一点、私、ちよつと汚いですが、一覽表をつくつてきたのです。

横断的に見てみると、売春防止法で検査されているのが、一九八五年は千二十三件で六〇・八％でございます。ところが一九九六年になりまして、この売春防止法が百四十八件に激減をしております。かなり減つております。全体の検査件数も減つていくのですが、その割合も六〇・八％から三四・八％に、これも半分近くに減つております。一方で、風俗法による検査については、八五年は四百九十四件で二九・四％、これが全体で数は減つ

は、そのような問題意識は根底にはございませぬが、当面、現実の空間で行われておりますアタリトシヨップに対する規制、あるいは個室ビデオに対する規制、それと同様の営業規制をインターネット上で営業を行っている者に対して同様の規制をかけるという観点から、風連法の問題として改正をお願いしているという状況でございます。

○武山委員 何か、いつの間にか、私の質問の答えと違ふと思うのですけれども、では、どういふふうに変えようというわけですか。ぜひそこをきちつと危機管理で、もう十八歳未満は何も見られない、そういう方向に変えないと、営業だからとが言つて、結局、これは見る見ないのいわゆる検閲の問題だと思つておられます。それをどこで決めるかということだと思つておられます。それで、その無料の部分はどうかと思つておられますか。

○泉政府委員 先ほどの御答弁が不徹底でございませぬ。インターネットは非常に問題があるという認識を持っております。その中で、大変大きな問題であるが、せめて営業としてなされていふものについては、現行のインターネット外でなされていふものと同様の形での規制を今回の風連法で行おうということをお願いしているものでございませぬ。

それでは、無料のものについてどう考えているのか。これは刑罰でもって禁止する、あるいは別な措置をとる、あるいは受信の段階である技術的な工夫を凝らして、未成年には見ることができないような仕掛けをつくる、あるいは送信者におよそ義務をかけるか、いろいろな手法があると思つておられます。それらの手法について、どのような手法が社会的に容認されるかというの、さきに申しましたように非常に大きな問題で、私どもは、少年の健全育成という観点から、問題意識を持ちながら今後鋭意検討を進めてまいりたい、そのたぐいの問題であると認識しております。

○武山委員 そうしますと、もちろん当然認識していると思つても、当分野放しだと思つておられます。今、こういうインターネットにかかわ

らず、週刊誌もしたり、それから新聞もしたり、あらゆるところで本当に抜け穴だらけなのです。

実は私、外国に長いこと住んでおりました、アメリカだつたのですけれども、アメリカでは、一般にこういうアダルトのものは秘密の番号がありまして、普通は見られないようになっておられます。それで、申し込みをするのは、アメリカは小切手社会なものですから、簡単に現金をばつと銀行に振り込むとか、そういうシステムじゃないのですから、大体大人が小切手を切つて支払うわけですね。子供は、十八歳未満は小切手を持っておりませぬので、簡単に現金を支払つたりできないわけですね。それで、日本にこういう映像、テレビではもちろん映像は放映されておられますけれども、日本とは全く違つて、もつと美的感覚のあるものなのです。皆さんお笑いになつていられるかもしれないけれども、例えばエマヌエル夫人とか見たことがあると思つておられます。ああいうふうにきれいな映像なのですね。

それで、何しろ皆さん御存じのように日本は本当に大人らん状態、そういうものに対してはやはりきちつと網をかぶせなければいけません、そうすると、十八歳未満かどうかというところが問題になつておられます。先ほど言いましたように、絶対網の部分はない見られない、それから、無料で見るところもそれもしない、そういうものを一々検討したところかと言つていたら、いつになつても議論百出で、そういうときこそきちつとばつとするものかと思つておられます。それで、どなたも大人らんしていきばかりなのですね。

今日日本は、世界じゅうのそういうところのターゲットなのですよ。あそこは法律もない、垂れ流しでもオーケーだ、商売になる、そういうふうな市場なのですね。それに甘んじていて、まだ検討しなければいけない、みんなの考えも聞かなければいけない、そんなことをしていたら、戦争だつたら負けてしまひますよ。

ですから、やはりこれにかかわつておられる皆さんの危機管理がないのだと思つておられます。それでいつの間にか野放しになりまして、あらゆるものが手に入るというのが今、世界の中の日本の現状です。

それを御認識いたしまして、具体的に十八歳未満かどうかということですね。今、銀行振り込みだとかで簡単に見られるようなシステムになつていふのですよ。ですから、簡単に見られないシステムを考えなければいけません。それでは、十八歳未満かどうかというのはカードでだけでは全然わからないと思つておられます。それでは、今だれでもカードを持つ時代です、その辺も認識が甘いと思つておられます。

ですから、どうしたら大人が支払いをして、大人が責任を持つのかという前向きな議論をしていかなければいけません。その辺の議論はぜひしていただきたいと思つておられます。その辺、ちつと御聞かせいただきたいと思います。

○泉政府委員 わいせつ物を初めとする青少年に有害な情報、出版物等についての取り組みが甘いのではないかという御指摘の上での御質問でございます。

私も、さきにも申しましたように、少年に有害な影響を与えるものについての規制はいろいろ従前から工夫してきておるところでございます。ただ、情報なり出版物というものが対象となりまして、その規制についてはいろいろな議論がございませぬ。それらの議論を踏まえながら、できる規制をしていくということで、従前とも、例えば有害出版物については、都道府県条例における規制等、必要と考えられる規制はしてきておるところでございます。

ただいま、インターネットに関連いたしました十八歳未満の見分けはどうだという御質問でありませぬ。さきに御説明申し上げましたように、一つは、一定のQ番号でやると十八歳未満が通常使用できない形態であるから、そのみを使用させる、あるいは契約をする際に事前に運転免許証その他の

通常の方法で十八歳未満でないことの確認をする、あるいは、通常成人を対象とするクレジットカードによる取引で行うようなことを考へておられます。それぞれの方法につきましては、全く完璧で絶対にごまかされないとはいへぬか、それを破られないというたぐいのものではございませぬ。

ですけれども、現時点では、全く野放しでなされていふものについて風連法で今申しましたような歯止めをかけ、規制をかけていこうということ、これによつて相応の効果は生じてくるというふうな期待しておるところでございます。

○武山委員 ゼロよりはいいというところで、本当に甘いと思つておられます。例えば、十八歳未満はアルコールを飲んではいけないなんて言ひながらビールを機械で売つておられるわけですね。日本はそういう社会なのです。ところが、この件に対しては、アメリカがすべていいと思ひませぬけれども、例えばアメリカは対面販売で、運転免許証か何か見せないとたばこも買えませぬ、アルコールも買えませぬ。アルコールも外では売つていませぬ。どこでも手に入られませぬ。そういう点で見ると甘いと思つておられます。

ビールを売りながら、十八歳未満は飲んではいけませんと言つておられます。映像を出しておいて、十八歳未満をカードでやるとか特別な番号でやるとか、それはもうみんな知恵を使つて、悪知恵だけは進むものだから、みんな知恵を使つてあの手この手で見ますので、そういう意味で感性が非常に鋭いと思つておられます。警察庁の感性が。ですから、お話を聞いておられる、非常に何か答へていられるような感じを感ぜいらつしやるのですよ。失礼な言ひ方で申しわけありませんけれども、でも、そういう感覚で私には聞こえておられます。現実はどうもつとつとは大人らんしてしまつていて、それどうにもつとつともいかならない状態なんですよ。

ですから、私が言ひたいのは、甘過ぎる、そういう感覚でいまして、いつになつても、ビール

を機械で売りながら、十八歳未満は飲んではいけない、知恵を出せば絶対に、大人が申し込みに行かなければ申し込めないとか、秘密の番号を教えるとか、何しろ申し込み制にするとか、それはできると思いますよ、今こんな状態になってしまつて、垂れ流し状態だということを、最悪の状態を考へて、やはりこれは改正すべきだと思ひます。

それから、居住についてですけれども、「十八歳未満の者が居住してはならないものを除く」としてありますけれども、これは今はわからないと思ひます。商業地域に住宅があり、住宅地域に商業地域が混在しているわけですから、都市計画も本当にばらばらで、あらゆるものが混在しているのですよ。ですから、これも非常に考へ方が古いと思ひます。どこも十八歳未満が住んでいて仮定してやらないと、これは法律ができていざ法だと思ひますね。その辺についてはいかがでしょう。

○泉政府委員 ただいまの御質問は、ビラの頒布等の禁止区域についての御質問でございます。御案内のとおり、今回の改正では広告制限区域という制度を設けて、基本的には、そういう従前の店舗型の風俗関連営業等が立地制限されているような地域を中心としまして、そういうところでは広告も禁止するという制度をとっております。そういうところでは、人の住居等についてはビラを配布することを禁止してあります。

ただ、全国一律、どこでも広告できないという制度ではなくて、広告制限区域以外の区域において、言葉をかえまして、要するに広告できる区域、そういう区域内の住居につきましては、十八歳未満の者が居住してはならないものを除くというふうな規定ぶりになってございます。

これは先ほどの御質問とも関連いたしますが、ビラ等の頒布の規制というのは、憲法の保障する表現の自由、営業の自由の規制という一面もござります。善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び今回のビラの規制の一番大きなものは、青少年に

そういうビラを見せたくない、そういうことから規制をしようとするものでございます。そういう意味では、風俗法の目的を達成するため、本来広告制限区域でない区域で、その中に居住している者が居住してはならない区域、ただし十八歳未満の者が居住してはならない区域、大人しかいないというふうな区域はまことの禁止から外しておるといふことになってございます。

ただ、このような規定を設けていますが、実態的に申しますと、付近一帯に漫然と無差別にビラをまくということが通常でございます。その中に、十八歳未満の者が居住した住居にビラを配布しますとこの法律の違反となり、指示処分の対象となると考へております。その意味では、相当の効果があるものと思ひます。

○武山委員 私は、これも甘いと思ひます。ビラなんというのは配る必要はないのですよ。こういうものはなければならぬことではないわけですから、こういう営業地域というのは、それを、もつと営業を活性化させるようなビラ配りをするというの、大いにこういう商売をしてちょうだいというふうな助長するようなものかと思ひます。それを、ビラは十八歳未満が住んでいないところはよくて、住んでいるところはだめだなんて、本当にふざけているあれだと思ひますよ。ビラなんというのはないにこしたことはないわけ

大いにビラを配つて、では、これをぜひ使つてちょうだい、このビラをぜひ利用してちょうだい、それは何となく思ひますか、それこそあつてはいるようなものかと思ひます。ビラなんて配る必要はないわけですから、最悪、こんなものは必要ないわけですから、なければならぬにこしたことはないわけです。

それで、十八歳なんというのは、どこでその人が住んでいるか住んでいないかなんて見分けるのが、今回の法改正は、徹底ということを目指し

たものではなくて、当然ながら、ビラ配布の抑制という観点で広告制限区域等の定めを設けておるものでございます。

○武山委員 私は、それこそビラは絶対配つちゃだめ、どこもというふうな決めるべきだと思ひます。それをぜひお話ししておきたいと思ひます。それから、施行を早めていただきたいのです。この法案が通つてからどのくらいで施行するのでしょうか。それこそもう法案が通つたら即やるのか、施行を早めるべきだと思ひます。

それからもう一つ、プロバイダーの自主規制ということですが、プロバイダーの方は、中継ぎですから、商売を考へてやはりどんどんどんどん放映したいわけですよ。みんなそこまでロイヤルティーとか、企業モラルなんて持つていないと思ひますよ。持つていたら今のような垂れ流し状態はないと思ひます。持つていないのですよ、企業モラルなんというのは、商売になりたて、商売だつたら何でもやるという発想なんです。それを自主規制なんて、本当に甘つちよろい規制ですよ。それで、た、いつになつても変わらないと思ひますよ。

○泉政府委員 法の施行日の関係でございますが、風俗営業の規制の合理化に関する部分については公布の日から起算して六月を超えない範囲、その他の部分については一年を超えない範囲において、政令でそれぞれ定めるというところでお願いいたしております。下位法令の整備、その他所要の準備をならんでこのように形でお願ひしております。都道府県における条例の整備もござります。

プロバイダーについては、甘いという御指摘をちょうだいいたしました。プロバイダーの規制に

ついては、各方面、いろいろ御議論がござります。およそプロバイダーについては、何らの規制も加えるべきじゃない、自主規制に任せべきだという御議論もござります。それぞれ通信の秘密、表現の問題等の御議論があります。

○武山委員 この法律が通つたら、施行はいつからになるのでしょうか。

○泉政府委員 今申しましたように、公布の日から、ある部分については六月、ある部分については一年以内の日で、政令で定めてその日から施行するということになります。

○武山委員 私は、それは施行しましたら即整備をして、スピーディーにやつていただきたいと思ひます。一年以内、まだ一年あるからなんて悠長に考へないで、やはり即やつていただきたいと思ひます。

それから、プロバイダーのお話でしたけれども、では、今のお話でどのくらいが抑制できると思ひますでしょうか。今、放映されているようなあらゆる状態から、どのくらい、何%くらい抑制できると考へますか。

しては、わいせつなもの、それから刑法のわいせつ罪の適用とまではいかないけれども青少年に対して極めて有害なもの等、ないまでもございます。割合がどれだけあるかというのは、何分インターネットの中、非常に情報量が多々ございますので、割合で今お答えする用意はございませんが、わいせつなものも相当部分含まれている、それ以上に、わいせつに該当しないけれども青少年の健全育成にとつて有害な情報、営業として有料あるいは無料とされているという状況にあるというふうな考えでおります。

○武山委員 いえ、私の質問は、プロバイダーが自主規制によつて、努力義務規定となつてどのくらいそういう映像が流れなくなるでしょうか、どのくらい目測しているんでしょうかと聞いた質問なんです。

すなわち、この法律が施行されてプロバイダーが企業倫理を持つてそういうものを流さなくなる、そういう状態はどのくらい抑制できますかという質問なんです。そういう目算があると思うんです。そのためにこういう甘い、甘くないといふ、そういう意味でおっしゃっているんだと思います。私は甘いと思つていますが、警察庁は甘くないという観点で、どのくらい抑制できますかという質問です。

○泉政府委員 今回の法改正で、先ほど来御指摘の青少年に有害な情報を業としてインターネットを通じているものの規制を考えておりましたが、これは映像送信型風俗特殊営業者、これにつきましては一定の届け出義務を付け、十八歳未満の者に見せないような形で営業を義務づけております。

これにつきましては、私も、このような映像送信型風俗特殊営業というものは、現在のインターネットで約三千の業者があるというふうな推計しております。これは、インターネットのことでありますので、実は日々非常に激しく出入りがございます。約三千という推計をしております。改正法によりますと、これらの営業について、

公安委員会への届け出を義務づけ、少年を客とすることの禁止の規制を行いますので、この三千業者の有料に係る、営業に係るものについては、十八歳未満の者に見せることは抑止できると考えております。

今委員御質問のプロバイダーにつきましては、別な規制をございまして、インターネットの中で、本来、刑法で禁止されているわいせつな映像をプロバイダーのコンピューターに記録された場合に送信させないような措置をとるといふことで、これは気づいたときにそのような措置をとる旨プロバイダーに義務づけておりますので、全体としてどれぐらいの割合がこの措置によつてとめられるかというところは推計することは困難でございます。

○武山委員 困難でしたら、なおさらやはり危機管理で、最初から強い規制を持つべきだと思つてます。

それで、時間がなくなつてしまいました。最後に一つ、いわゆる風俗研究会、何かありますね、そういう、諮問機関ですか、そのメンバーに地方団体関係者あるいは業界関係者が入つていないといふことなんですけれども、それはどういう理由なんですか。

○泉政府委員 今回の法改正に当たりまして、私も生活安全局でお願いたしました時代の変化に対応した風俗行政の在り方に関する研究会、これを指すのだと思つていますが、これにつきましては、直接的な法規制のあり方ということで、行政学の専門家からいらっしゃる先生あるいは青少年問題にお詳しい先生、弁護士さん、刑法学者等の御参加を得て、いろいろお知恵をちょうだいしたものであります。

地方公共団体、特に私も、現実に運用する都道府県警察本部等の意見も入れる必要がございますから、これは別途私どもが直接、都道府県警察との関係者のいわゆる現場の意見という形で聴取いたしました検討の素材にしたものでございます。

○武山委員 いえ、私はなぜ入っていないかという理由を聞いたのですけれども、その答えをぜひ答えていただきたいのです。業界関係者が入っていないわけですね。

○泉政府委員 先ほどの表現、失礼いたしました。直接、法規制、行政のあり方ということで、先ほどの先生に集まつていただいて御意見を聴取した、業界関係者、地方関係者は直接、別途私どもがこの委員会を介することなく意見をいただいた、その意味では、もつと直接答えますと、この研究会においては、その御検討をいただくまでもなく、業界の意見あるいは地方の意見を私どもが直接聴するという方法をとつた、そのゆえにこの研究会には今御指摘のような関係の方は入っていないといふことでございます。

○武山委員 時間が来てしまいました。

今本当に大変な状態なんです。情報のはんらん、警察庁のお話を聞いておりますと本当にはらん状態が危機感がないと思つてます。ぜひ危機感を持つて、時代の状況に対応してというお話、時代の状況そのおりに対応していただきたいと思つてます。御答弁を聞いていましたら、本当に対応しているとはとても思えないのです。それをよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○加藤委員長 宮路和明君。

○宮路委員 先ほどの第一ラウンドに続いて、今度第二ラウンドということですが、風俗法の関係について再度質問をしたいと思つてます。

先ほども、風俗法の規制のあり方、同じ対象となる営業であっても社会性のあるものといふまいか社会的に有用性のあるものについては、極力規制の対象から外したりあるいは規制を緩和していくという方向で行政として対処していくべきであり、一方、反社会性の強いものについては、そういう営業については規制を強化し徹底して取り締まりをやつていく、こういう方向でやはり風俗営業に関する行政というものをやつていくべきではないかということをお願いいたします。

そこで、これまでの議論の中でも、性風俗に関連した営業、まことにはんらんをきわめ、そして悪化をしようとする、そこで、これに対する対応の仕方を、今回の法案で示された内容よりもっと強目に厳正にやつていくようにすべきじゃないか、そういう御指摘を大体今までの議論の中でなさつておられるわけですか。私もまさにそうだとおもうのであります。

そこで、これまでの風俗営業、これは許可制にかかつておられるわけです。だから、社会的に有用なものが含まれている風俗営業は許可制であり、ところが反社会性の強い性的風俗営業、今度、風俗関連営業ということから性的風俗特殊営業、こういうことになつたわけですが、それについては届け出制なんです。

許可制というのは、もともと一般的に、物事をやることに禁止されているものを特例的に解除してやる、これが許可制なんです。ところが、届け出制というのは、本来大いにやつて結構なものだけれども、その状況を行政当局において状況把握をしておく必要があるものについては届け出制だというのが、大体一般の取り締まりとか規制のあり方としてそういうふうな仕分けされていると思つてます。

そういう観点からすると、これは逆転しているのです。社会的に有用なものをかなり含んだ風俗営業は許可制であつて、反社会性の強いものは届け出制ということですから、極めてこれは逆転現象だ、この風俗法の世界において、こういうふうな考えのようですが、これはどうですか。

○泉政府委員 風俗営業は健全に営まれば国民に悪い影響を与えない営業であるといふ御指摘でございます。逆に言いますと、業務方法、業務営業方法が不適正に行われる場合には風俗上の問題を引き起こす可能性があるとこの両面を持つております。これについては必要な規制を加えらるるとともに、許可制として、そういう不適正営業を行うおそれのある不適格者をあらかじめ排除し、業務の適正化を通じて営業全体の健全化に資

するとという観点で許可制となつておるものでござります。

風俗関連営業、今回の改正で性風俗特殊営業につきましては、今委員御指摘のとおり、性を売り物とする本質的に健全な営業で、風俗営業について今申しましたように、業務の適正化あるいは営業の健全化というのは本来的になじまない営業であります。このような営業については、公の機関がその営業を営むことを禁止の解除という形で許可という形で公認することは不適当であると考えて、届け出制にし、実態を把握し、また風俗営業に比べて営業禁止区域等極めて厳しい規制をもつて臨むという立て方をしておるものでござります。

○宮路委員 今の局長の話を聞いておりましたも、何となくしっくりこない。

というのは、確かに今回、性風俗特殊営業という位置づけを新たに行つて、そして無店舗型の性風俗特殊営業について新たに公安委員会への届け出制をしくことになった。また、店舗型、無店舗型いずれを問わず、先ほどから議論のあつた性風俗特殊営業を営む者の広告宣伝の方法について新たな制限措置を設けることになった。さらにはまた、後ほど議論しますが、映像送信型性風俗特殊営業というものに対する規制を創設することになったということ、風俗関連営業と従来言ってきたものに対する規制をいろいろところで拡充してきている。これは確かにそうなのですけれども、しかし、届け出制であることは依然として届け出制である。

それでは、届け出をしないという営業をやつた者に対する罰則なんかはどうなつていくかという、四十九条の五項で、今度引き上げられて三十万円以下の罰金、こういうことですよ。ところが、社会性とか社会的な有用性も結構高いものを含んでおる風俗営業、これについては許可制だから、これに違反して商売をやつたりすると一年以下の懲役または百万円以下の罰金ということで、こっちの方がはるかに罰則も強化されて

いる。ということ、この点も物すごくアンバラですよ。

だから、本来やつてはいかぬ、やつてはいかぬと言つておきながら、それを届け出もせずやつた場合は軽い罪、許可を受けてやれば非常に結構なことだといつて許可制にしたけれども、これを受けないでやつた場合は物すごく重い罪ということ、やはりこの点も非常にアンバラと言わざるを得ない。それはやはり許可制と届け出制の違いからこういうことになつていこうと思つたのです。ですから、私は、先ほどから、警察庁に対する不信感と言つてはなんでも、皆さんが取り締まりのやり方も今回いろいろ工夫して拡充してきているといえ、手ぬるいのではないかとこのふうな指摘があるわけですが、こうした営業をやること、営業の実施そのものについての規制の仕方、これも許可制と届け出制ということでも、逆転現象になつていこうと思つて、本来、健全な営業であると言つておられるこれに対する規制がもっとしっかりできるといふふうなシステムに切りかえていくべきではないかというふうに思つておられるけれども、もう一遍、局長の見解を聞かせてもらいたいと思つておられます。

○泉政府委員 風俗営業と従前の風俗関連営業、性風俗特殊営業について、許可ないし無届けに於いての罰則の観点から逆転があるのではないかと御指摘でございます。

先ほど申しましたように、本来、健全な娯楽を提供するというところで、公の機関がある業者に許可を与えて、そして一定のルールに従つた営業を営んでもらうというのが許可制でございます。国民といえますか、そういう許可が与えられている店であれば、健全な店であるという認識のもとに、それを信用して行くわけでありませう。その許可も、本来許可が与えられないか、あるいは許可のない者があつても許可があるか、この営業する、そのときに對して、そういう違法行為に對して科せられる罰則と、それから、本来届

け出をしるということ、届け出をした、あるいは届け出をしると言つていて届け出を怠つた、その場合に科せられる罰則、これは先の方が重いのがごく自然であらうかと思つておられます。

風俗業者の方々からも聞きますが、本来、風俗業者の方々、私どもが接触する組合なりあるいは個々の業者についても許可を得ておられる方でありまして、そのような方にとっては、許可を得ないで営業する者については強く罰するという方が、委員の御指摘ではございますが、逆転ではないかと、正常な姿ではないかというふうにもお聞きしております。

○宮路委員 どうも議論が噛み合わないのですけれども、最初に冒頭で、料理店の皆さんあるいは社交界の皆さんから風通法の適用除外に我々もしてくれと言つてくるのは、まさにそこにあるのです。自分たちまじめなところは許可にかかつていろいろと規制もきつ、ところが、性的風俗を商売とする人たちは届け出制で罪も軽い、全くこれはおかしいじゃないか、したがつて、我々は適用除外にしてくれ、彼らは届け出制でいいんだ、彼らが届け出制だつたら我々は適用除外だ、こういう議論になつてくるわけでして、そつちの方が僕ら庶民の感覚としても素直だと思つておられます。

だから、やはりこれもつと真剣に、何となくのな、論理の遊びということではなくて、先ほどから申し上げているように、社会的に有用なもの、規制をできるだけ緩和する、反社会性の強いこの点、しっかりとやはり今後検討していつてもらいたいと思つておられます。

そこで、次の質問に移りたいと思つておられますが、今回の改正で、先ほどから議論になつております、インターネット等を使ってわいせつな映像、ポルノを送信する映像送信型性風俗特殊営業というものについての新たな規制措置が設けられているわけでありませうけれども、情報通信産業の発展によつて、今まで考えられもしなかつたような状況

が性風俗の営業という面に出てきておるわけでありまして、青少年の健全育成という観点からこれを規制の対象とするということは、まさに時宜を得た妥当な措置であるというふうにも思つておられます。

一方、児童保護の観点から、現在、与党三党でプロジェクトチームをつくつて、児童買春や児童ポルノを規制しようという新規立法が今検討されておるのですけれども、特に日本では、児童ポルノあるいは児童買春が日本人は世界から非常に非難されている、そういう中でこうした新規立法が検討されているわけでありませうけれども、インターネット上における児童ポルノの実態というのはどうなつておるか、そこを把握しておつたらしめてもらいたいと思つておられます。

○泉政府委員 私どものサンプル調査によりますと、約四〇％が児童ポルノを売り物としてやつておるという状況でございます。

○宮路委員 今回の局長の答弁で、児童ポルノの割合というのが四〇％というように極めて高い、これも恐らく国際的に比較しても、非常に顕著な突出した状況ではないかと思つておられます。

そうした事態に對処するための新規立法なのであります、インターネットを使つてのポルノ送信を規制する今回の改正と、児童買春それから児童ポルノ規制のための新規立法とはどのような関係になるのか、そのところをちよつと示してもらいたいと思つておられます。

○泉政府委員 今回の改正でお願いしております映像送信型性風俗特殊営業につきましては、現在禁止されておりますわいせつにまでは至らない青少年に有害な情報ということで規制しております。児童ポルノにつきましては、わいせつ概念から外れて、現在はそれに該当するものもございませうが、今お話しした法がござりますと、これはわいせつと並んで禁止される情報になります。その意味では、児童ポルノは、有料、無料にかかわらず一切送信できないことになりませう。

それとの絡みで、目的は相互に補完する関係にはあるかと思つておられますが、この性風俗特殊営業に

すること、あるいはわいせつな映像を記録した映像送信型風俗特殊営業を営む者の当該わいせつな映像について、プロバイダー自身が送信を停止することというようなことが考えられると思えます。

今御指摘の業界団体に加盟していないプロバイダーを含めまして、プロバイダーの便宜に資するため、三十一條の八第五項の必要な措置に關しまして解釈基準を明らかにし、プロバイダー業界に提示することについて検討しているところでございます。

○農山委員 勧告は行政指導であるため、最高裁判決でも、行政事件訴訟によってその取り消しを求めるとはできないとされており、それだけに、公安委員会の考える必要な措置とプロバイダーが講ずる必要な措置との間に一定の開きが生じた場合、プロバイダーは公安委員会に対する対抗手段あるいは自己救済手段を持たないこととなります。

公安委員会からマークされることで契約者がふえる一部焼け太り業者ならいざ知らず、他省庁が行う勧告と違つて公安委員会の行うそれは、まじめな事業活動を行うプロバイダーにとつて、事業活動上重大な影響を与える可能性なしとはいいたしません。してみれば、公安委員会の行う勧告については慎重な対応が必要と考えますが、この点についての見解を承りたいと思ひます。

○泉政府委員 御質問の御懸念に対応するため、まず一つは、先ほども申しました三十一條の八第五項の必要な措置について、あらかじめ解釈基準を示し、これをプロバイダーに提示して、どのようなものであるか明らかにしておくこと、そういう措置をとる。それから、この改正風俗法第三十一條の九第二項に基づく勧告をするに際しては、個々の事業について、当該プロバイダーが必要措置をとらなかつた事情等を考慮しつつ、適正かつ公平中正にこれを行うこととし、プロバイダーに対して不当な負担を課すことのないよう、都道府県公安委員会のもとにある都道府県警察を指導

してまいりたいと考えております。

○農山委員 第三十一條の二に規定する無店舗型性風俗特殊営業の届け出の問題であります。もともここに規制する無店舗型営業は、店舗型営業による警察の規制から逃れることを目的に生まれた、巧妙な営業形態のほゞであり、そうした意図を持つて兩後のタケノコのように生まれる無店舗型について、その営業者に届け出義務を課してもどれほど改正効果があるのか。何らかの規制の網をかけようとする努力は理解できますけれども、無店舗型営業が持つ逃げ回る機動性に今回の改正案が十分な効果を持つとは、恐らく提案なさつておる警察庁でさえ余り確信を持っていないのではないかと考えますが、見解を承りたいと思ひます。

○泉政府委員 まず、届け出義務を課し、届け出をさせるということを通じてその実態を把握することにしておるわけでございますが、届け出を提出しないでこの種の営業を行うという場合に、これらの営業の特質、特に無店舗型の特質として、広告宣伝が必ず行われるものであります。店舗がないだけに、広告宣伝が営業のメインになるわけであり、その広告宣伝を通じて、当該営業の実態を把握することは十分可能であります。そのようにして把握したものに、届け出するように警告し、悪質な業者については無届け営業、これは直罰にやつておきます。これで検挙するとう、厳しく対処していくことによつて、御懸念の規制の実効性は十分担保できるやう、努力してまいりたいと思ひます。

○農山委員 今回の脱税事件についての摘発でございますが、日交管グループ問題に關して、警察庁長官は今年の二十日、全国交通部長会議で、保守管理業務の契約に当たつては、競争原理の徹底による手続の透明性と公共性の確保に特段の意を用いていただきたいと述べたと伝えられておりますが、これは間違いございませんか。事実だとすれば、状況認識として少し甘いのではないかと私は思ふのです。

○農山委員 確かに、二十四時間体制で信号機の保守点検に当るために、一定の要員配置が必要な事業体が必要となりますが、全県一地域あるいは二地域程度に分割委託する現状方式では、地域独占はいつまでたつても是正されない。これは仕方ないといふふうには言わざるを得ないと思ふのです。競争原理に基づく透明性の確保を図るために重要なことは、委託区域の区分を細分化し、中小の参入を容易にする方式に転換することが極めて大事かと思ひますが、見解をお尋ねしたいと思ひます。

○玉造政府委員 御指摘のとおり、当日の会議におきまして、警察庁長官から、信号機等の保守管理業務の契約に当たりまして、競争原理の徹底による手続の透明性と公正性の確保に特段の意を用いるように指示がなされたところでございます。また、当日の会議におきましては、私の方からも、信号機等の機種別、設置区域別に分離発注をするなど、新規参入を容易にして、競争入札の導入に努めるよう指示したところでございますが、議員の御指摘も踏まえまして、今後も競争入札の導入を強力に指導してまいらる所存でございます。

○農山委員 最後に、大臣にまこととお伺いをいたしたいと思ひます。昨日、日弁連の会長声明がございまして、今回の風俗法規制に關して多くの懸念がある、こういう談話が発表されております。と同時に、ある雑誌からすれば、このままでは警察がインターネットを制圧するのではないだろうかというふうな懸念が述べられておられます。率直に言つて、この種の懸念があることは間違いのないと思ひます。どうにかひとつ、この懸念が懸念にならないように、大臣の決意のほどを最後にお伺いさせていただきます。

○上杉國務大臣 いろいろ委員の皆さんからも御指摘をされました。また弁護士会や雑誌等、御批判や御意見もいただいております。どうもありがとうございます。そのような心配のないように対応してまいりたいと思ひます。

○農山委員 時間になりましたので、終わります。

ありがとうございます。○加藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○加藤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 この際、本案に対し、今井宏君外四名から、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。葉山健君。○葉山委員 私はこの際、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五会派を代表し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議を付したいと思ひます。案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。一 風俗適正化法の運用に当たつては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮し、いやししくも職権が乱用されることのないよう十分留意すること。特に、映像送信型風俗特殊営業の規制に当たつては、表現

の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

二 本法の施行に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適確な執行ができれば、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

三 風俗営業については、営業者の立場、営業実態等を踏まえ、今後とも規制の在り方について見直しを図ること。

四 性風俗特殊営業については、売春防止法等に基づき今後とも有効適切な取締りを行うこと。

五 本法に基づく政令等の制定等に当たっては、地方公共団体の関係者を含め広く各界の意見を聴くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。
右決議する。

以上であります。
何とぞ皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
今井安君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。上杉国家公安委員会委員長。

○上杉国務大臣 政府といたしましては、審議経過における御意見並びにただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに青少年の健全育成に万全の措置を講じてまいる所存であります。ありがとうございます。

○加藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

第一類第二号

地方行政委員会議録第十三号 平成十年四月二十八日

平成十年五月十五日印刷

平成十年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F